

令和元年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和元年 6月13日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|------|-----|-----|---|
| 日程 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | | 行政報告 |
| 日程 5 | | | 町政執行方針 |
| 日程 6 | 請願第 | 1号 | 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願 |
| 日程 7 | 発委第 | 4号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 |
| 日程 8 | 承認第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 9 | 報告第 | 1号 | 平成30年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程10 | 議案第 | 28号 | 鹿追町林業振興基金条例の制定について |
| 日程11 | 議案第 | 29号 | 鹿追町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程12 | 議案第 | 30号 | 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程13 | 議案第 | 31号 | 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程14 | 議案第 | 32号 | 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程15 | 議案第 | 33号 | 鹿追町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程16 | 議案第 | 34号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程17 | 議案第 | 35号 | 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に |

ついて

日程18 議案第 36号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）について

日程19 議案第 37号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程20 議案第 38号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について

日程21 議案第 39号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程22 議案第 40号 東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定について

日程23 議案第 41号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程24 議案第 42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

日程25 議案第 43号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

日程26 議案第 44号 鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約について

日程27 議員の派遣について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10名）

1番 清水 浩徳議員 2番 山口 優子議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴渕 賢治議員

11番 吉田 稔議員

4 欠席議員（1名）

10番 安藤 幹夫議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
農業委員会会長 菊 池 輝 夫
教育委員会教育長 大 井 和 行
代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
企画財政課長 草 野 礼 行
町 民 課 長 菊 池 光 浩
福 祉 課 長 佐々木 康 人
農業振興課長 菅 原 義 正
商工観光課長 富 樫 靖
建設水道課長 大 上 朋 亮
子育てスマイル課長 松 井 裕 二
ジオパーク推進室長 黒 井 敦 志
瓜 幕 支 所 長 城 石 賢 一
病 院 事 務 長 平 山 宏 照
消 防 署 長 内 海 卓 実
会 計 管 理 者 葛 西 浩 二
総務課長補佐 津 川 修
企画財政課財政係長 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇 井 直 樹
社会教育課長 浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの
事務局 長 檜山敏行

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 坂井克巳
書 記 高瀬俊一

令和元年 6月13日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただ今から令和元年第2回鹿追町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。安藤副議長から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、畑久雄議員、4番、台蔵誠一議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月19日までの7日間と決定をいたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項はお手元に配布のとおりです。内容をご覧の上ご了承願います。次に監査委員から平成31年2月分、3月分、4月分の出納検査報告書と平成31年度国保病院薬品監査実施結果報告書が提出されました。この写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和元年第2回鹿追町議会定例会が開催をされるにあたり、行政の諸般についてご報告申し上げます。5月12日に帯広市において帯広鹿追会の総会が開催をされました。本町

からは私、吉田議長、上嶋議員、JAの木幡組合長、石田商工会長、臼井教育長職務代理者をはじめ職員4人と鹿追から10名参加をし、来賓として毎年ですけれども米沢帯広市長も出席をいただきました。帯広鹿追会からは51名のたくさんの方の参加をいただいて開催をされたところでもあります。鹿追会の松原会長からはごあいさつの中で3年後に帯広鹿追会も創立50年、節目の年を迎えるということでさらに会を発展させていきたいという主旨のごあいさつをされておりました。総会の後は懇親会が開催をされまして、鹿追の話題等で会話が弾み、最後は恒例の参加者全員で鹿追町歌を合唱して閉会したということでございます。5月14日から15日の2日間にかけて、東京都内を中心に私と、総務課長、企画課長、それから瓜幕支所長、4人であいさつまわりということで行ってまいりました。バイオの関係がございますので一般社団法人の地球環境資源センター、それから台東区役所、ここでは服部区長さんにもお会いすることができました。その他、国際都市・都市交流室長他と今後の交流のあり方について懇談をさせていただきました。それから防衛省のほうでは地方協力局、整備計画局、人事教育局、それぞれ周辺整備、それから維持拡充関係、それから人事教育局は特に官舎、宿舎の整備の関係ですね、こちらは背広組で制服組のほうで陸上幕僚幹部のほうで小野塚幕僚副長さんと面談をさせていただきました。15日には衆議院会館、それから参議院の議員会館等を訪問させていただきました。それぞれ地元の選出の議員さん、それから防衛関係等々の議員さんとなかなか全員というわけにはいきませんがすけれどもお会いをしてきました。その他環境省、それから農林水産省、国土交通省、それぞれ関係あるところ、ごあいさつをさせてきていただいたところでもあります。次に5月9日から16、17日にかけて、庁内各課のヒアリングを行いました。今回の政策予算に関すること、あと全般に関することということで各課からヒアリングを受けました。そういったことで今回の政策予算、それから今後の今年度の町政運営ということで問題、課題等総体的に確認をさせていただいたところでもあります。次に5月16日には、北海道基地協議会の役員会総会が遠軽町のほうで開かれました。私はちょっと日程的に行けなかったのが松本副町長が参加をしております。基地協議会につきましては主に防衛施設周辺整備などの基地所在市町村の財政支援の関係が主な内容になるかと思えます。会長は山口千歳市長でございまして、恒例の総会が開かれたところでもあります。総会には28市町から47名が参加をして、来賓として総務省の自治税務局の山中課長補佐、それから防衛省からは地方協力局の掛水室長さん、北海道防衛局の高木局長さんほか来賓の方10名参加のもと開催をされたところでもあります。総会の後は遠軽町の遠軽駐屯

地の視察、それから意見交換会、視察後には意見交換会が開催されたということでございます。来年度については白老町で開催されるということも決定をされました。これについては毎年、会場持ち回りということで、全道各地で開かれているところであります。5月16日には、十勝町村会の第1回通常総会、懇談会が帯広市で開催されました。今年の統一地方選挙で、私とそれから管内では足寄の渡辺町長さんが新しい町長ということで参加をしたところであります。また今年は役員改選の年にあたりまして、会長については新聞等々でご存知かと思えますけれども、本別の高橋町長が再任をされ、それから今回から従来副会長が2人体制であったものが今回から3人ということで副会長には、筆頭副会長というか会長代行という形で池田の勝井町長さん、それからもう1人の副会長さんは上士幌の竹中町長さん、もう1人が新得の浜田町長さんということで、それぞれ役割分担ということで執行されることになりました。また町村会の部会の中で3つの部会、国土交通防災部会、それから農林水産経済部会、もう1つが厚生文教地方部会ということで3つの部会にそれぞれの町村長が所属をいたしまして、私は国土交通防災部会に所属しなさいということで、そういう形で今後活動してまいります。総会の後はですね十勝総合振興局との情報意見交換会等が開かれたところであります。5月21日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の総会が名寄市で開催をされまして私が出席をしてまいりました。先ほどの基地協議会の財政的な問題ということですが、基地駐屯地等連絡協議会については自衛隊の体制についてのことが主な活動内容です。こちらのほうも千歳市の山口市長が会長を務めております。師団、旅団、駐屯地、分屯地、分屯基地等が所在する所が、合計、道内で38の自治体があります。この協議会には全道の市町村が加盟をしているということですが、主にかような師団、駐屯地等の自治体の関係者が出席をする内容になってます。昨年12月には新たな防衛計画の大綱が策定をされ、中期防衛力整備計画では道内の大幅な削減というのは回避をされたところでありますけれども、今後については各年度の防衛予算の動向が問題ということで動向を注視して活動を展開していく必要があるということが話し合われたところであります。総会では役員改選では山口市長が会長として再選をされました。また顧問には新たに就任をされた北海道鈴木知事が就任をされたところであります。総会の後は北部方面の田浦総監による防衛講話が行われ、その後、名寄駐屯地の見学、そして意見交換会が行われたところであります。次に5月23日には、北海道町村会の第73回の定期総会が札幌市のポールスターで開催をされました。道内144の町村ということで総会が開かれ、昨年総会以降、全道の町村で21人の新しい町村長が誕生

したということで、私もその一人ということであいさつ、簡単なあいさつをする機会をいただきました。北海道町村会のほうも今年、役員改選ということで棚野会長が再任をされたところでもあります。総会では政務活動方針の説明、その他、大会決議として地方創生と地方分権改革の推進外17項目を大会決議として採択をしました、その後の記念講演では「環境改革の時代に日本を考える」と題して造園家の涌井氏による講演、それからその後はですね、北海道の副知事外、本庁の局長以上の職員の方、100名が参加をして懇談が行れたところでもあります。次に5月24日には、JA鹿追町の第71回通常総会がJA鹿追町で開催をされております。私、それから吉田議長さん、菊池農業委員会の会長さん他、系統団体の役員の方が来賓として参加をし、組合員さんにつきましては委任状を含めて約200人が出席をされたところでもあります。総会の中の報告では平成30年度の農協の販売額について酪農畜産部門、特に酪農では乳量は前年を上回って3年連続で11万トンを超えたこと、それから畑作については、過去最高であった平成29年の反動もあって14.4%の減ということで、そういった内容が報告をされたところでもあります。あと第10次の農業振興計画により、いろんな大型事業を進めているところでありまして、本年10月に完成をした種用の貯蔵施設、それから3月に着工した第2TMRセンター等の稼働が予定をされているということも報告をされておりました。木幡組合長さんはあいさつの中で労働力不足など農業を取り巻く情勢は厳しいものがあるが、組合員や町民の理解、協力のもとで本年の事業を進めていきたいというふうな話をされておりました。5月27日には令和元年度の鹿追町の自衛隊協力会の通常総会がほほえみプラザで開催をされました。来賓として吉田議長さん、矢野駐屯地司令さん、石田商工会長さん等々のご出席をいただいて、総会については30年度の事業報告、決算報告、それから令和元年度の事業報告、予算のとおり決定をされております。役員の改選の時期でございまして会長さん、2期4年間、会長を務めた山岸宏さんに代わって前町長の吉田弘志さんが会長に就任をしたところでもあります。5月29日には、防衛陳情を行なっております。鹿追駐屯地では矢野司令さん、業務隊長さん、それから第5旅団では掘井旅団長さん、副旅団長さん等々ですね、それから帯広防衛支局では宮川支局長さん、総務課長さん等々にお話をさせていただきました。町のほうからは吉田議長さん、それから基地対の委員さん、吉田協力会長、それから鈴木協力会女性部長、家族会の川村会長さん、隊友会の福原支部長さん、企画課長等々で12名で要望をさせていただいたところでもあります。大きな要望内容としては鹿追駐屯地の維持拡充、それから自衛隊の官舎の早期建設についてと令和2年度の防衛施設周辺整

備事業についての要望をそれぞれさせていただいたところでもあります。次に5月31日には、吉田弘志氏北海道社会貢献賞自治功労者受賞を祝う会が町内で開かれております。33名の出席のもと開催をさせていただきました。昨年の12月5日に、当時の吉田弘志町長が北海道社会貢献賞自治功労賞を受賞をされました。これは長年にわたって地方公共団体の公職にあつて地域住民の福祉の向上に尽力をされ地方自治の振興に多大な貢献をされたことによる受賞であります。当日は吉田弘志氏へ花束及び記念品の贈呈がなされ、吉田氏からは皆さんとお会いできてこのようなお祝いをしていただけて大変光栄であると鹿追町発展のために引き続きがんばってほしいということでごあいさつをいただいたところでもあります。吉田弘志氏を囲んで懇談、懇親を深めたところでもあります。6月6日には、クテウシゆうほ村設立30周年の記念植樹が農芸公園で開かれております。ゆうほ村の藤田富士雄会長他9名、町のほうから私、それから建設水道課の職員ということで記念植樹をさせていただきました。ゆうほ村につきましては平成2年に設立をされて来年30周年という記念の年を迎えるということで、今回はサクラの木3本、ツツジ4本の植樹をしたところでもあります。ゆうほ村の高橋行夫顧問が設立の経過、それから平成6年度までに17キロにわたって約1,500本のサクラの苗木を植樹した活動内容、それから大臣表彰等々を受賞したというご報告があったところでもあります。その後ですね、引き続き同じ農芸公園で2019年ニトリ北海道応援基金の植樹ということで、これこそ数年毎年、鹿追中学校の1、2年生による植樹ということで今回はミヤギノハギ680本、それからニトリザクラということで5本の植樹をしたところでもあります。ゆうほ村の皆さん、それからフラワーマスターの皆さん等々のご協力をいただいて植樹をしたところでもあります。続きまして6月7日には、自民党、二階俊博幹事長を囲む政策懇談会、国政報告会が帯広で開かれました。午後6時から全体の自民党の全体の大会ということであったんですけども、その前段で町村会、町村会というか十勝圏活性化期成会との懇談の時間というのをいただいたところでもあります。今回は主に北海道横断自動車道の関係、それから大樹の宇宙センターの関係等が中心ではあったんですけども、十勝管内全体の重点事項についての要望もさせていただいたところでもあります。次に6月10日には、01農業塾の開講式がピュアマルトクラブハウスで開かれました。今年度は第19期生4名、それから第20期生が5名、合計9名ということで1年間の活動をしてまいることとなります。それぞれ来賓の方からお祝い等々に言葉をいただいたところでもあります。平成12年から実施している農業塾ということで今まで約80名の卒業生ということでもあります。今年度も1年間、町内

だけにとどまらず札幌それから東京等々へ研修を兼ねて社会人としての農業だけじゃなく社会人としての素養を身に付けていただき知識を今後の営農に生かしていただければなというふうに思っております。6月10日には、北海道基地協議会の在札要望ということで、これについても副町長に行っていただきました。北海道防衛局、それから北海道に対する要望ということで要望事項については特に基地対策経費の増額確保、それから障害防止各種事業についての予算確保、それから北海道に対しても同様の予算確保等々についての要望ということで、合計26名が出席をして行れたところであります。次に6月12日には、鹿追町農産物需要拡大推進協議会の幹事会がJA鹿追町で開催をされております。この会につきましては町、それから町議会、JA鹿追町農業委員会、それから町内の各団体ということで幹事さんが約30名ということで、この会はご存知の方も多いかと思いますけれども、本町の農畜産物のPRの活動ということで牛乳、乳製品、その他需要拡大、一番大きな事業がふるさと産業まつりの関係ということになるかと思えます。今年につきましては、特に産業まつりについては基本的には例年どおりということでありますけれども、そばまつりの関係を産業まつりの中で一緒に実施をしたいということで、そばまつりの実行委員会の考えもあって、このことについて特に例年と違うということで協議をしていただきました。会場設営だとかいろんな問題があるので今後いろんな調整が必要かとは思いますが、基本的には産業まつりの中でそばの店舗の出店スペースを設けて、会場の工夫とかいろいろありますけれども、そういう形で実施する方向で一応了解は得られたということでございます。今後いろんな細かい調整はありますけれども、今年については産業まつりの中でそばの店舗も出店するとそういう枠組みで今年は実施をされるという形になるかと思えますのでよろしくお願いいたします。次にこれも6月12日、昨日、昨夜ですけれども総務省の安田事務次官、それから自治財政局の脇本課長補佐、それから鳴海事務官が十勝のほうにおいでになりまして、夜、十勝町村長との懇談会が開かれました。その懇談会には北海道からは中野副知事さん、三井十勝総合振興局長さんそれから本庁の長尾総合政策部の地域振興局長さんといった方が参加をされて士幌、上士幌のほうを若干視察をされたということであります。ナイタイ高原だとか上士幌のNPOの関係、それからふるさと納税の関係等々もあったと思えますけれども、内容としては、地方の実態調査、実情調査ということかと思えます。なかなか事務次官という立場でなかなか国会対応等があつて東京を離れる機会がなかなか無いということで、今回ようやく時間を見つけて北海道に来ることができたという話をされておりました。総務省の所管する事項は皆さん

もご存知のとおり交付税をはじめ財政的な問題、それから光回線をはじめとする通信インフラの整備の関係、ふるさと納税、地域おこし協力隊ということでさまざまな分野があります。個別の細かい要望ということではなくて、いろんなそれぞれの町の抱える課題について若干の時間をいただいて町村長が1人1人、簡単にお話をさせていただいたということで、時間は2時間だったんですけども、非常に有意義な時間というふうに思ったところであります。それから最後に今放送をされている、今年4月からスタートしたNHKの連続テレビ小説の「なつぞら」の関係を若干をお話をさせていただきます。序盤は十勝を舞台に物語が展開するということもあって、十勝全体で盛り上げようとする機運が高まっています。この作中で主人公のなつ、広瀬すずさんに絵心を教える青年、山田天陽、吉沢亮さんが登場するというので、この山田天陽こそ、本町ゆかりの神田日勝がモチーフとなった役柄であります。この影響は相当大きくインターネット上では新規に立ち上げた日勝のサイトが多数あって多くの「なつぞら」ファンに神田日勝の画業を知ってもらう機会となったところでもあります。これについては神田日勝美術館の4月、5月においては前年比、約4倍近い4千人を超える来館者を数えたところでもあります。また「なつぞら」に絡めた取り組みということですが、鹿追、新得、清水、3町が連携をしたPRを目的に主人公のなつと血のつながらない兄、柴田輝男役を演じている清原翔を取り上げた小冊子を作成をしたところでもあります。これについては北海道観光振興機構の事業を活用したものでありましてこの小冊子では北海道ロケの様子や3町を紹介する内容となっております。鹿追町では神田日勝記念美術館や然別湖、グレートフィッシングなどを掲載したものであります。役場庁舎の1階ロビー、日勝の美術館、道の駅しかおい、それからうりまく、ネイチャーセンターで配布をしているところでもあります。以上、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで行政報告を終わります。

日程5

町政執行方針

○議長（吉田稔）

日程5、町政執行方針を行います。はい、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和元年第2回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行への基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、町民皆さまのご理解とご協力をお願いするものであります。

平成の時代が幕を下ろし、「明日への希望とともに、日本人1人ひとりが大きな花を咲かせる」との願いが込められた新たな元号「令和」がスタートして1カ月が経過いたしました。私は、本年の統一地方選挙において、多くのご支持をいただき、第16代鹿追町長として、町政を担うこととなりました。先人のご尽力により幾多の困難を乗り越え、今では道内屈指の農業地帯として確固たる地位を築いたふるさと「しかおい」発展のため、粉骨砕身努めてまいり所存でございます。私は、町民皆さまが鹿追に住んで良かったと思っていただけるよう、次の8項目を政策の基本として、地域で子育てを応援し、次世代が安心して誇りを持ち、暮らし働けるまちづくりを推進いたします。1、元気のみなもと・農業の振興、農業基盤整備を推進し、情報通信技術等を活用した先進的農業を支援します。2、地域の宝・子育て支援の新設拡充、給食費の無償化を始めとする切れ目のない子育て支援体制を構築いたします。3、医療と福祉の連携強化、高齢者、障がい者が安心して暮らせるように医療と福祉の連携を強化します。4、未来への投資・教育は人づくり、安心安全な教育環境の整備に努め、鹿追高校支援策を強化します。5、商工業振興と観光事業の活性化、地元企業の設備投資を支援し、新たな戦略による観光活性化を図ります。6、自衛隊鹿追駐屯地の拡充、隊員の増員などの働きかけを強化し、退官後の就職支援を強化します。7、町民が主役のまちづくり、町長と語り合える「まちづくりカフェ」を設け、町民意見の反映に努めます。8、健全財政の維持、効率的な予算執行に努め、行財政改革を積極的に進めます。以下、諸般について申し上げます。

補正予算及び財政状況について申し上げます。平成31年3月の町議会定例会において、一部の政策予算を含む骨格予算について議決を賜っておりますので、ここでは今回提案させていただき補正予算の概要及び関連事項について申し上げます。まず予算規模であります。一般会計は約1億5,200万円を追加補正し、総額は約87億6,800万円となります。特別会計は、国保、下水道、介護の3会計で約800万円を追加補正し、6特別会計全体で約26億2,900万円の予算規模となります。歳出の追加補正内容については、それぞれ各課所管の項で申し上げます。歳入の追加補正については、一般財源が約1億400万円を地方交付税を充当しております。特定財源につきましては、約4,800万円を国費、国・道支出金以外の財源を計上いたしております。財政状況につきましては、おおむね一定水準を保っておりますが、今後におきましても計画的かつ効率的な財政運営に努めてまいります。以下、行政関係についてそれぞれ所管ごとに申し上げます。

はじめに、まちづくり関係について申し上げます。本町の「第6期鹿追町総合計画」は、

平成32年度（令和2年度）までの10年間の計画ですが、急速に変化する社会情勢等に対応するため、現在の計画を1年間前倒しで終了し、令和2年度から令和9年度までの8年間の計画期間とする新たな計画「（仮称）第7期鹿追町総合計画」を議会、町民皆さまのご意見を伺いながら策定してまいります。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても今年度が計画期間の最終年度となるため、総合計画と合わせて策定してまいります。町政に対する町民の関心喚起につきましては、「行政区長会議」や「やまびこメール」制度を継続して実施するとともに、新たに「まちづくりカフェ」を創設し、多くの町民との対話を通じてまちづくりに対する情報の発信や収集に努めてまいります。鹿追高校への看護科誘致につきましては、極めて厳しい状況にあることから、高校普通科抜本改革の方向も見据えながら、医療看護系のコース制の導入など新たな方策を検討してまいります。また、来年度は、本町開町100年の大きな節目の年を迎えることから、今年度、記念事業の内容について検討を進めてまいります。

町民生活関係について申し上げます。住民生活関係につきましては、悲惨な事件・事故に遭遇せず、平和な日々を送ることができるよう、町民皆さまのご協力をいただきながら、関係機関との連携を一層図り、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。特に防災関係では、北海道胆振東部地震や豪雨災害など自然災害が頻発しており、防災力強化として、ウリマックホールに大型発電機を設置し避難所機能の向上を図ります。生活環境関係では、最終処分場閉鎖に伴う広域化共同処理移行に向け、混乱等が生じないように、計画的に事業を進めてまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。瓜幕地域の振興につきましては、ウリマックホールを核として、各施設を活用しての自治活動やサークル活動、さらにパークゴルフや乗馬体験等、馬に関する各種イベントなど年間を通じての利用促進を図り、地域活性化に努めてまいります。また、本年度2頭の乗用馬を購入し、乗馬事業のさらなる推進を図ってまいります。

農業関係について申し上げます。日本の農業を取り巻く環境は、TPP11及び日欧EPAの発効やアメリカとの二国間貿易交渉などで極めて不透明な状況にあり、農業全体への影響が懸念されます。畑作構造転換事業など、各種補助事業等を利用しながら国際競争に対応した農業の推進に努めてまいります。笹川地区の排水整備事業につきましては、早期実施に向けて各方面に対し要請を行なってまいります。農業労働力確保対策につきましては、JA等関係機関と連携しながら進めるとともに、スマート農業推進に必要な通信基

盤の整備を進めてまいります。農家戸数の減少が予想される中、新規就農者の受け入れについても、各関係機関と連携し検討を進めてまいります。地域から要望を受けているバイオガスプラントの建設につきましては、鹿追町全体の家畜ふん尿処理のあり方を見極めながら、建設に向けて検討を進めてまいります。町営牧場育成舎の増設につきましては、餌の問題、ふん尿の問題、使用料などを総合的に勘案し検討してまいります。

農業委員会について申し上げます。農業・農業者の公的機関として、農地の確保と担い手への集積・集約等を図り、農業経営の支援に向けた農地行政を推進してまいります。新規就農・担い手対策につきましては、今後の方向性を見据え、関係機関との協議を進めてまいります。

保健福祉関係について申し上げます。若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえる切れ目のない包括的な支援を行うとともに、高校生までの医療費を無償化し子育て世代の負担軽減を図ります。住み慣れた地域で高齢者、障がい者が生活を継続するための地域包括ケアシステムや自立支援体制の構築を進め、医療機関、介護事業所、障がい福祉関係機関等との連携を推進してまいります。

子ども・子育て関係について申し上げます。子育て関係の整備は、多様なニーズへの対応が求められており、子育て支援策として、保育料のうち給食費相当分を無償化し、保護者の負担軽減を図ってまいります。また、「認定こども園しかおい」の新園舎が本年10月に完成することから、全園児が同じ環境の下で健やかな成長を育むよう職員一同努めてまいります。

商工観光関係について申し上げます。観光につきましては、入込客数が現在回復傾向にある中で、本年4月の幌鹿峠の開通に加えて、連続テレビ小説「なつぞら」の効果によりさらなる入り込みが見込めることから、町内事業所、関係機関と連携し誘客促進を図ってまいります。また、観光活性化のため、道の駅について「重点道の駅」としての整備を検討するとともに、サイクリングロード整備の検討も進めてまいります。商工業に関しましては、起業支援とともに、事業所の体力強化、設備投資を推進し地域経済の活性化と雇用機会の拡大に取り組んでまいります。チョウザメにつきましては、鹿追産キャビアをはじめとする特産品の研究を進めてまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。ジオパークに関する本町の評価は、町民参加型で進められていることが高く評価されており、各種活動への町民参加を促したいと考えております。また、インバウンドに対応したジオパーク活動の充実を図るとともに、専門員

については、令和2年度から雇用する方向で、雇用形態・条件を検討してまいりたいと考えております。

建設関係及び公園・花関係について申し上げます。道路関係につきましては、継続路線の早期完成を目指すと同時に、改修・修繕を順次進めてまいります。国道、道道につきましては、国道274号の未改修区間工事と、美蔓、笹川地区の防雪対策区間の解消に向けた工事を積極的に要望してまいります。道道路線においても未改修区間工事及び道道鹿追糠平線の雪崩防止対策工事についても、引き続き要望をしてまいります。住宅関係につきましては、新たに公営住宅1棟2戸の建設に着手し、住環境の整備を進めてまいります。公園関係につきましては、平成30年度に完成しました「しかおいG E O Pパークゴルフ場」の周辺整備を実施しさらなる利用促進を図ってまいります。花関係につきましては、「花と芝生のまちづくり」の情報発信と関係団体と町民の皆さま方と連携を図り「美しい町並と・豊かな景観づくり、花の町鹿追」の推進に努めてまいります。水道関係につきましては、利用者に「安全で安心な水」の供給と適切な維持管理に努め、然別湖畔地区簡易水道の実施設計に着手し改修を図ってまいります。下水道に関しては、長寿命化計画に基づく然別湖畔浄化センターの機器更新、鹿追地区・瓜幕地区の農業集落排水施設の機能診断調査、また個別排水処理施設設置事業により、町内全域の生活環境の整備、向上を図ってまいります。

消防関係について申し上げます。近年、日本国内で発生した災害状況をみますと、地震をはじめ、台風や豪雨など、大規模な自然災害が全国各地で発生しています。このような状況を踏まえ、今年で4年目を迎えた広域消防体制の充実、各関係機関との連携を強化し、町民の皆さまが、安心・安全に暮らせるよう、災害対応機関として、消防防災・火災予防・救急体制のさらなる向上に取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。鹿追町がこれまで取り組んできた幼稚園から高校までの一貫教育は今、大きな成果を挙げはじめており、これまで着実に積み重ねてきた鹿追町独自の教育をさらに工夫を重ねながら、長期的な取り組みを継続してまいります。こうした教育の前提となる子どもたちの安定した学校生活のため、本年度から取り組むスクールカウンセラー事業を積極的に活用し、不登校等を無くして全ての子どもたちが笑顔で学校に通うことのできる環境づくりに全力で取り組んでまいります。併せて教員の働き方改革を進めながら、教員が働きがいや充実感を持って教育に向かい合うことが出来るように取り組んでまいります。また、本年度から保護者の負担を軽減するため、町内のこども

園・保育所や小中学校に通う全ての子どもたちの給食費を無償化し、子育てのしやすい環境づくりを包括的に進めてまいります。

社会教育関係について申し上げます。全ての町民皆さまが「いつでも、どこでも、何でも」学ぶことができる学習環境を整え、学習した成果が活かせる仕組みづくりと次代を担う人材を育成するため、町民ホール・神田日勝記念美術館・図書館などの生涯学習施設と地域の学習資源の活用に努めてまいります。また引き続き新しい図書館の整備に向けた検討を「鹿追町新図書館建設検討委員会」と連携しながら進めてまいります。スポーツ振興につきましては、町民の健康維持と体力増進のため、総合スポーツセンターをはじめ各種スポーツ施設の利用促進に努め、町民ひとり1スポーツを推進してまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。病院経営を取り巻く環境は、全国的な医療従事者不足など依然として厳しい状況が続いており、地域における基幹的医療機関として医師の確保を最優先に取り組んでまいります。疾病の予防や治療、リハビリを効果的に結びつけ、町民皆さまから安心・信頼される病院づくりに一層努めてまいります。

結びになりますが、私は、常に町民の声に耳を傾けることを念頭に置き、さらに、ともに選挙で選ばれ町民の負託を受けて活動する議員の皆さまと、常に対話し協力し合いながら最良の意思決定をすることが使命と考えております。町民皆さまの期待の重さを感じながら、さまざまな課題の解決に向けて、公正・公平を旨として、職員一丸となって住みよいまちづくりのために努めてまいります。どうか皆さまの一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで、町政執行方針を終わります。

日程6 請願第1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願

○議長（吉田稔）

日程6、請願第1号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願を議題といたします。

お諮りします。本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。よって本件は産業厚生常任委員会へ付託をして、会期中の審査と

することに決定をいたしました。

日程7 発委第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（吉田稔）

日程7、発委第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案、次の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。説明をさせていただきます。新たな過疎対策法の制定に関する意見書、過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。内容を省略させていただきながら、説明させていただきます。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。よろしくお取り上げ願います。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案どおり可決されました。

日程8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉田稔）

日程8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。専決処分といたしました事由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律及び関係する政令及び省令が、平成31年3月29日に公布され、4月1日及び6月1日から施行されましたことから、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決をさせていただいたものであり、主な改正点は、1つ目が、個人町民税でふるさと納税制度の見直しと住宅ローン控除の拡充、2つ目が、固定資産税で高規格堤防の整備に伴う減額措置、3つ目が、軽自動車税で税率特例の見直し、4つ目が、併せて条文の整理を行う4点であります。次のページの専決処分書をご覧ください。処分内容を申し上げます。鹿追町町税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第34条の7は、寄附金税額控除の規定であり、返礼割合3割でかつ返礼品を地場産品とする地方団体に対する寄附を控除の対象とするものであります。附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定であり、住宅ローン控除期間を2年間延長するものであります。附則第7条の4は、寄附金額、寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第9条及び第9条の2は、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例の規定であり、それぞれ法改正に伴います条文の整理となるものであります。附則第10条の2は、附則、法附則第15条第32項第1号等の条例で定める割合の規定であり、第15条の改正に伴う条文の整理となるものであります。4ページになります。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規

定であり、高規格堤防の整備に伴い移転補償金を受けた者の固定資産税の減額措置を新設するものであります。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の規定であり、初回車両番号指定から14年を経過した軽自動車税の文言を整理し、平成31年度に限るものとし、平成29年度分に適用される第2項から第4項を削り、併せて法改正に伴う条文の整理を行うものであります。5ページ、附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定であり、法改正に伴う条文の整理となるものであります。附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定であり、法改正に伴う条文の整理となるものであります。次に改正条例の附則につきましてご説明いたします。第1条は、施行期日の規定であり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとし、ただし、第34条の7、附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに第2条第2項から第4項までは、平成31年6月1日から施行するものであります。第2条については、町民税に関する経過措置について、第3条は、固定資産税に関する経過措置について、第4条は、軽自動車税に関する経過措置についてそれぞれ規定するものであります。以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。ご審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。承認第1号は承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休憩 11時05分

再開 11時20分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程9 報告第1号 平成30年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（吉田稔）

日程9、報告第1号、平成30年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。本件について説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第1号は、平成30年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成30年度一般会計繰越明許費について、次のとおり報告するといたしまして、総務費、総務管理費、企画振興費の定住促進住宅建設奨励事業は9戸分で500万円といたしましたが、7戸分、400万円の繰越、同じく住宅用太陽光発電システム導入費補助事業は2戸分、40万円としましたが、1戸分、20万円の繰越、衛生費、清掃費、清掃総務費の十勝圏複合事務組合負担金事業は、補正どおり9千円の繰越、農林費、農業費、畜産業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は補正どおり6億4,967万6千円の繰越、同じく中鹿追バイオガспラント施設修繕事業は補正どおり4,946万4千円の繰越、土地改良事業費の道営土地改良事業は、担い手畑総事業、北瓜幕地区外2事業で補正どおり6,836万6千円の繰越であります。以上の3つの款にわたります事業の翌年度繰越額の合計が、7億7,171万5千円であり、財源内訳は、国・道支出金6億5,148万6千円、地方債2,620万円、その他財源5,138万4千円、一般財源4,264万5千円として繰越となるものであります。以上、平成30年度一般会計繰越明許費についてご報告いたしました。ご承認をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。よって報告第1号は、報告済みといたします。

日程10 議案第28号 鹿追町林業振興基金条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程10、議案第28号、鹿追町林業振興基金条例の制定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第28号は、鹿追町林業振興基金条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。温室ガス排出削減と災害防止、国土保全などを図るため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が去る3月29日に公布され、一部を除き4月1日から施行されました。これに伴いまして、令和元年度から木材利用の促進や森林整備に関する費用に充てるため森林環境譲与税が都道府県及び市町村に公布されますが、複数年度分の譲与税をまとめて執行できますことから、基金を設置して適正な管理を行うため本条例を制定するものであります。次に提案内容をご説明いたします。鹿追町林業振興基金条例を次のとおり制定するとして、条例は、本文が7条、附則1項により構成されております。第1条は設置、第2条は積立、第3条は基金の処分、第4条は管理、第5条は運用益金の処理、第6条は繰替運用等、第7条は町長への委任についてそれぞれ規定をしております。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上、鹿追町林業振興基金条例の制定についてご説明を申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、新規条例の制定であるため、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。よって、本案は、産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程11 議案第29号 鹿追町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程11、議案第29号、鹿追町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第29号は、鹿追町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。子育て支援のさらなる充実を図るため、学校給食及び地域保育所の給食費を無償とするため関係する条例の一部を改正するものであります。提案内容についてご説明いたします。鹿追町学校給食共同調理場条例の一部を次のように改正するといたしまして、第4条は、学校給食費の規定であり、法律の改正による文言の整理と給食費を無償とするため、児童及び生徒に係る経費は町が負担するとするものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和元年7月1日から施行するものであります。以上、鹿追町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。5番、加納茂議員。

○5番（加納茂）

本年度は7月1日からの実施ということでありますけれども、これが通年である場合、次年度から通年になると思いますが、この場合どのくらいの持ち出しになるのか。大まかでよろしいですから教えてください。

○議長（吉田稔）

答弁、はい、学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

はい。今年度の例で計算しますと今年度は、歳出の予算、賄材料費で約3,800万ほど、3,600万組んでいます。来年度につきましては、教職員の負担がそのままということで教職員の負担が約650万ということになりますので、その差額3千万前後が町の負担となります。以上です。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。

○5番（加納茂）

来年度、フルで1年間、おいた場合は。

○学校教育課長（宇井直樹）

はい。そうです。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。次、6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

後のこども園、それから一般会計の補正にも関係しますけれども、ここでお尋ねをいたします。町長、4月に選挙を戦ってその中の大きな目玉政策ということで、給食費の無料化ということでございます。ただ今、言われたとおり、今年度で1年通すと2,900万の町の負担ということでございますけれども、全国1,741の自治体、特別区を含めてその中で去年の調査で全国ですと76市町村が小中の給食費の無料化をやっているということで、これは本当に数少ない町村に入るということで大きな目玉、鹿追町は小・中・保育所も含めて給食を無料化しているということで、大きく訴えていくべきところかなと思っております。それと併せてこういう政策については、まさか単年度で終わるわけでは絶対になりませんので、納税者というか受益者の平等な負担ということでしばらく続けていかなければならないことかと思っております。財源の許す限り続けていかなければならない政策かと思えます。そこらへんの町長の思いと全国的に訴えていくことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田稔）

はい、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。今回の給食費の関係につきましては、私、正直、全国でどのくらいの数というのはあまり承知をしていなかったです。全国的にもそう多くないなという意識は持っていました。予算的にもおおむね3千万ぐらいだなということは、一般職時代からちょっとずっと、実はこれ給食費の負担これどうかならないかなと正直、一般職時代からちょっとずっと考えてはいたことです。当然、3千万というのは、一般財源で決して小さい数字ではありませんけれども、これについては当然、今年だけ来年だけということではなくて、鹿追町がある限り続けていきたいというふうに私は思っています。保護者の負担軽減はもちろんですけれども、せっかく鹿追こんなにたくさんの農畜産物があって今もいろんな形で食育は進めていますけれども、いろんな機関の協力を得ながらいろんな地元の食材なんかも使って食育の充実というのも併せて進めていきたいというのが私

の一番思うところでありまして、そういう形で子育てを応援し、そして食育を推進して他の町から鹿追っていいなと思われるよう、こういう形でしっかり今後も進めてまいりたいと思います。いろんな形で行財政改革なんかも進めながらですね、財源、やっぱり一生懸命確保していかなければならないというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。PRもしっかりしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田稔）

はい、再質問。

○6番（上嶋和志）

3千万円弱という持ち出し、一般会計からの持ち出しということで本当に決して少ない額ではないということは、私たちが承知をしております。その分親御さんが本当にありがたく思っただけならば本当に幸いかと思います。切れ目の無い子育て政策ということで政策を打ち出しておりますので、その一貫として私たちが認めていきたいと思っますのよろしくお願ひをいたします。以上です。

○議長（吉田稔）

答弁必要ですか。

○6番（上嶋和志）

いや、よろしいです。

○議長（吉田稔）

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

起立9名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 1 2 議案第 3 0 号 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 1 2、議案第 3 0 号、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 3 0 号は、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務権限が、平成 3 1 年 4 月 1 日から指定都市も実施できるように省令の一部が改正なされたので、関係する条例の一部を改正するものであります。提案内容についてご説明いたします。鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 1 0 条は、職員の規定であり、「地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加えるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。討論を終わります。これより議案第 3 0 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 1 3 議案第 3 1 号 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（吉田稔）

日程 1 3、議案第 3 1 号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 3 1 号は、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。子育て環境の一貫といたしまして園児の給食費を無償とすることに伴いまして、給食費が含まれている保育料の見直しを行うものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町立認定こども園条例の一部を次のように改正する
といたしまして、別表 1 は、第 7 条に定める費用の納付の保育料基準額表であり、教育保育標準日ⅠからⅢの第 2 階層から第 1 0 階層につきまして、それぞれ給食費分を控除した額とするものであります。次に附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行し、第 2 項は、経過措置の規定であります。以上、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 3 1 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 32 号 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 32 号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 32 号は、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。令和元年 8 月分の診療費から子育て支援のさらなる充実を図るため、医療費の助成対象を満 15 歳から 18 歳まで引き上げるものであります。提案内容についてご説明いたします。子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 2 条は、定義の規定であり、対象年齢を「満 18 歳」に改めるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行するものであります。以上、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 32 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第33号 鹿追町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程15、議案第33号、鹿追町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第33号は、鹿追町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が被災者支援の充実を図るため第8次地方分権一括法により改正され、施行例の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行されましたことに伴いまして、貸付利率が3%以内で、市町村の条例により定めることになったため条例の一部を改正するものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第14条は保証人及び利率の規定であり、第1項は、据置期間後も無利子とし、新たに第2項、第3項を加えるものであります。第15条は、償還等の規定であり、第1項は「月賦償還」を加え、第2項は、「元利均等償還」を「元金均等償還」に改め、第3項は、文言の整理となるものであります。次に附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、第2項は経過措置の規定であります。以上、鹿追町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第33号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 34 号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（吉田稔）

日程 16、議案第 34 号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 34 号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。北海道より市町村国保事業納付金額の通知があり、また令和元年度における国民健康保険加入者の所得が確定しましたので、これらを勘案し合わせて地方税法施行令等の一部を改正する政令が 4 月 1 日から施行され、基礎課税額にかかる限度額の改正を含めまして、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、過日、答申を得ましたので所要の改正をいたすべく提案申し上げるものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するをいたしまして、第 2 条は、課税額の規定であり、第 2 項中、基礎課税額の「580,000 円」を「610,000 円」に、第 23 条は、国民健康保険税の減額の規定であり、第 1 項中、基礎課税額「580,000 円」を「610,000 円」とし、第 2 号は 5 割軽減基準であり、被保険者 1 人当たりの基礎控除額「275,000 円」を「280,000 円」に、第 3 号は、2 割軽減基準であり、被保険者 1 人当たりの基礎控除額を「500,000 円」を「510,000 円」にそれぞれ改めるものであります。次に附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用し、第 2 項は適用区分の規定であります。以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第34号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第35号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（吉田稔）

日程17、議案第35号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第35号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。
提案理由を申し上げます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関
係法律等に関する法律の一部が改正され、低所得者の保険料軽減強化を図るため政省令の
改正が行われ平成31年4月1日から施行されましたことから関係する条例の一部を改正
するものであります。提案内容についてご説明いたします。鹿追町介護保険条例の一部を
次のように改正するといたしまして、第8条は、保険料の規定であり、改元に伴います文
言の整理と、第1号に掲げる第1号被保険者の保険料を「31,320円」から「26,
100円」に、第2号に掲げる保険料を「36,540円」に、第3号に掲げる保険料を
「50,460円」にそれぞれ改正するものであります。次に附則第1項は、施行期日の
規定であり、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用し、第2項
は経過措置の規定であります。以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の内容を
ご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第35号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 11時54分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程18 議案第36号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）につ
いて

○議長（吉田稔）

日程18、議案第36号、令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）についてを
議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第36号は、令和元年度一般会補正予算（第1号）となるものです。令和元年度一
般会補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳
出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1億5,240万2千円を追加しまして、総額
を87億6,840万2千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、
30ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の報償費で7万5千
円の追加、企画振興費で（仮称）第7期総合計画策定等で報酬で43万6千円、報償費で
23万5千円、旅費で11万4千円、需用費、印刷製本費で7万円、役務費で75万8千
円、委託料で270万円のそれぞれ追加、職員厚生費で需用費、修繕費で20万円の追加、
公害防災費で北海道市町村振興協会の特別支援事業を受けまして防災用備品等の購入で、

需用費、消耗品費で8万円、備品購入費で175万円のそれぞれ追加、ライディングパーク費の備品購入費で乗用馬購入で400万円の追加、花とみどり費で備品購入費で12万5千円の減額、民生費、社会福祉費、心身障がい者特別対策費で旅費で4万7千円、負担金でシステム改修外で105万8千円のそれぞれ追加、北海道医療給付事業費で高校生までの医療費無償化のため需用費、印刷製本費で1万円、役務費で6万3千円、扶助費で213万1千円のそれぞれ追加、老人福祉施設費の使用料で2千円の追加、在宅福祉費の使用料で2万2千円、繰出金で介護会計へ300万5千円のそれぞれ追加、児童福祉費、こども園費は財源内訳の補正であります。衛生費、保健衛生費、予防費で予防接種法に基づき風疹定期接種事業で需用費、消耗品費及び印刷製本費合計で6万8千円、役務費で15万7千円、委託料で499万6千円、負担金で24万2千円のそれぞれ追加、保健指導費の賃金で167万1千円、償還金で過年度分返還金13万4千円のそれぞれ追加、農林費、農業費、農業振興費の需用費、修繕料で22万円、負担金で畑作構造転換事業で3,655万5千円のそれぞれ追加、畜産業費の負担金で41万2千円の追加、再生可能エネルギー活用推進費の賃金で112万1千円、委託料でパンフレット作成で108万のそれぞれ追加、農業用水事業費の繰出金で下水道会計へ290万円の追加、土地改良事業費の旅費で36万6千円の追加、款項、商工費、商工業振興費の備品購入費で4万5千円の追加、観光費の需用費、修繕料で5万円の追加、土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費の工事請負費で町道改良舗装3地区で合計1,300万円の追加、都市計画費、公園緑地費の需用費、修繕料で125万2千円の追加、住宅費、住宅管理費の報酬で1万5千円、旅費で4千円のそれぞれ追加、住宅建設費で公営住宅新築で役務費で10万4千円、委託料で499万4千円、工事請負費で4,197万6千円のそれぞれ追加、教育費、教育総務費、共同調理場費は、給食無償化に伴います財源内訳の補正であります。小学校費、学校管理費の備品購入費で37万5千円の減額、中学校費、学校管理費の備品購入費で25万円の減額、社会教育費、社会教育総務費で講演会開催のため報償費で23万8千円、旅費で3万8千円、需用費、食糧費で1万円、役務費で1万4千円のそれぞれ追加、図書館費で新図書館建設検討委員会の視察で旅費で3万1千円、負担金で23万8千円のそれぞれ追加、神田日勝記念美術館費で「なつぞら」出演者の招へいで負担金で86万円の追加、保健体育費、体育振興費の賃金で224万3千円、備品購入費で車両購入費70万円、負担金で1万円のそれぞれ追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で合計2,065万2千円の追加であります。次に、歳入、26ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の

地方交付税で1億400万1千円の追加、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金の児童福祉費負担金で57万8千円の減額、教育費負担金の教育総務費負担金で合計1,645万円の減額、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で138万9千円の追加、国庫補助金、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で85万2千円の追加、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で230万円の追加、土木費国庫補助金の住宅費補助金での2,073万6千円の追加、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で69万5千円の追加、道補助金、農林費道補助金の農業費補助金で3,655万5千円の追加、款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で帯広市の土井清夫様よりふるさと納税として100万円の寄附があり99万9千円の追加、教育費寄附金の保健体育費寄附金で、町内の匿名の方から弓道振興のため1万円の追加、商工費寄附金、商工費寄附金で全国道の駅連絡会様より3万3千円の追加、諸収入、雑入、雑入の雑入で合計186万円の追加となるものであります。以上、一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

30ページの総合計画審議委員報酬の関係でお尋ね申し上げます。今回、今の「第6期総合計画」、1年前倒しで早めて「第7期総合計画」、併せて今年度で終わる「まち・ひと・しごと総合戦略計画」ですか。これについても併せるということで、それと今までの総合計画については10年間をスパンとして5年で見直すというような計画でございませけれども町の鹿追町で最上位の計画ということでももちろん基本となる「町づくり基本条例」を踏まえた上の計画でございませ。これを8年のスパン、つまり町長の任期に合わせてやるということでもございませけれども、今までの総合計画については縛りは無くなったんですけれども鹿追町では議会の議決を経て決定をされるということでもございませ。時代の進むのが早くなったりいろんな災害とかいろんな面があるので、10年を8年のスパンにするというお考えのもとで、併せて今までは総合計画については決める時には大変盛り上がるというか、皆さんで検討して、そのうちいったいどのように計画と、もちろん見直しは行なっておりますけれども、決めることに、計画を策定するのに精一杯でその後の検証なり確認についてはそれほど重んじられていなかったかなというような気がするんですよ。それで総務省の考え方もいろいろ変わって、町長がやりたいと思うことを昔はマニフェス

トという言葉がはやりましたけれども、町長マニフェストと計画を併せるような格好で計画が組まれているような町も出てきているということで、鹿追町がそのような方向で町長が4年で選挙ありますんで、4年経って、また見直すというような計画の作り方をしていくことになるのかなと私自身は思っておりますけれども、そこらへんのことについてお答えを願いたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

はい、お答えします。町の総合計画、今のお話のあったとおり将来を見据えた中・長期的な計画で町の最上位の計画になっています。今の第6期の総合計画は平成23年度からスタートして令和2年度、来年度までの企画となっています。お話いただいたとおり、この間時代の社会の情勢、大きく変化をしている。それからこれからきっと毎年毎年、情勢も変わっていくだろうということが想定されます。それでそういうのも含めたり併せて来年、鹿追町も100年を迎えるということもありまして、なるべくそういう時代の流れに合った形で柔軟かつ機動的な計画を作ってまいりたいというのが、大きな目標でございます。

○議長（吉田稔）

はい、再質問ありますか。はい、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

短い年度で見直しをかかっていくことも、もちろん大事でしょうけれども、長期的な計画、10年先を見据えた計画とかそういうこともやはり出していただかないことには、その場ののぎということにはならないにしてもやはり長期的な計画というのにも必要なことにはなるんじゃないかなと思うんですけれども、そこらへんについてはいかがでしょう。

○議長（吉田稔）

はい、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

はい、今回の策定する計画は今年度策定の作業に入りまして令和2年度から令和9年度までの計画、8年間の今回の将来を見通した長期的な計画になります。併せて4年後には1度見直しをするようなことも考えていますし、これから先の新しい考え方も取り入れながらワークショップ、町民の皆さんの考え方を優先にいろんな意見や考え方を載せてプラ

スして町長の思いや方向性を載せた計画を策定したいと考えています。以上です。

○議長（吉田稔）

はい、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

町長が選挙で戦ってきてこういうことをやりたいということで訴えてこられて、それを総合計画の中でどのように反映させていくのか。町長がそういうことをお願いする場面が出てくるのかどうか。そのへん町長、報告お聞きしたいと思います。

○議長（吉田稔）

はい、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。総合計画の立案については、もちろん有識者ですとか、町民の一般公募、そういう方々の参画を得て作り上げたいというふうに思っていますけれども、やはり町側の考え方ももちろんゼロからということではなくて、町側の基本的な考え方はもちろん示していろいろ考えていただくというふうになると思いますので、私も選挙の中でいろんなことを皆さんにお約束をして、今こういう立場にありますので当然そういうものについては盛り込んでいけるように、素案という形になるかどういう形になるか分かりませんが、そういう形で作り上げたいというふうに思っています。それと併せて町では総合計画以外にいろんな所管で国の指導に基づいて作っている計画ですとか、どうしても義務的に作る計画ですとか、たくさんの実は計画、数多くの計画を持っています。今はそれぞれで管理をされている部分もあつたりしますのでそういったこともですね今回の総合計画の流れの中できちっと整理をして、せっかくある個別に立てている計画も生かしながらいろんな行政進めていけるようにそのへんも併せて実は整理したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田稔）

他に質疑ありませんか。9番、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

ただ今、6番の同僚議員の質問に町長自らまた課長さんも説明をわれわれも受けたわけでありまして、本当に答弁言われましたとおりですね、やっぱり事務事業に関してのその処理に当たってはスピード感を持って令和新時代にふさわしい画期的な取り組みであるというふうに理解をいたしております。ただその過程の中でこの資料にもありますよ

うに策定委員会の内容であります。ここにも4つ、経済であるとか、区分の中で4の部分でありますけれども、例えば経済であれば農業振興課だとか商工観光課、それぞれあるわけでありまして、ジオパーク推進室ということがここに盛り込まれていないということは、従前一時、商工観光課の中に内部組織としてジオパーク推進室というのがあったわけですが、その中で包含されて検討されていくものなのか、そのへんがちょっと見えない部分ですからご説明をいただきたい。

○議長（吉田稔）

答弁、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

大変申し訳ございません。先日、お話をさせていただいた委員会それから全員協議会の資料でございますが、ジオパーク推進室が漏れてございます。経済の部分と一緒に検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。9番、埴淵賢治議員。

○9番（埴淵賢治）

同じ質問は、なるべく避けなきゃならない。確認という意味で申し訳ないです。全員協議会終了後にわかってジオパーク推進室がこの中に盛り込まれた内容で今、説明されたのか、そのへんもう一度。申し訳ないです。

○議長（吉田稔）

答弁、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

全員協議会の後ではなくですね、最初から盛り込まれていたんですがここに記載が漏れていたということでございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第36号を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立9名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第37号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（吉田稔）

日程19、議案第37号、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
についてを議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第37号は、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）となるものです。
令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものといた
しまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ390万4千円を
追加しまして、総額を7億4,364万7千円とするものであります。補正内容につきまして
歳出、48ページよりご説明いたします。国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、
一般被保険者医療費給付費分の負担金で433万1千円、退職被保険者等医療給付費分の
負担金で34万4千円のそれぞれ減額、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者
支援金等分の負担金で226万9千円の追加、退職被保険者等後期高齢者支援金等分の負
担金で8万8千円の減額、介護納付金分、介護納付金分の負担金で592万1千円の追加、
諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金の償還金で50万円の追加、
退職被保険者等保険税還付金の償還金で2万3千円の減額であります。次に歳入、46ペ
ージからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療
給付費分現年課税分で2万5千円、後期高齢者支援金分現年課税分で82万9千円、介護
納付金分現年課税分で270万3千円のそれぞれ減額、退職被保険者等国民健康保険税の
医療給付費分現年課税分で35万1千円、後期高齢者支援金分現年課税分で12万2千円、
介護納付金分現年課税分で9万6千円のそれぞれ減額、道支出金、道補助金、保険給付費
等交付金の特別交付金で343万1千円の追加、繰入金、基金繰入金、国民健康保険事業

基金繰入金の国民健康保険事業基金繰入金で459万9千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第37号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程20 議案第38号 令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第1号)
について

○議長（吉田稔）

日程20、議案第38号、令和元年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第38号は、令和元年度下水道特別会計補正予算（第1号）となるものです。令和元年度下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ290万円を追加しまして、総額を3億6,386万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、56ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の需用費、修繕料で鹿追浄化センター汚泥ポンプ修理で120万円の追加、款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の需用費、修繕料でブローア外修理で170万円追加となるものであります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会

計繰入金の一般会計繰入金で290万円の追加であります。以上、下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第38号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程21 議案第39号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉田稔）

日程21、議案第39号、令和元年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第39号は、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第1号）となるものです。令和元年度介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ78万4千円を追加しまして、総額を5億1,075万5千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、63ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の負担金でシステム改修費78万4千円の追加、保険給付費、介護サービス等諸費、施設介護サービス費は財源内訳の補正であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で278万1千円の減額、国庫支出金、国庫

補助金、介護保険事業費補助金の介護保健事業費補助金で56万円の追加、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の事務費繰入金で22万4千円の追加、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で278万1千円の追加となるものであります。以上、介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第39号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程22 議案第40号 東瓜幕辺地、北鹿迫辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（吉田稔）

日程22、議案第40号、東瓜幕辺地、北鹿迫辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第40号は、東瓜幕辺地、北鹿迫辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。提案理由を申し上げます。総合整備計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律に基づき策定するもので辺地における公共施設等整備する際に辺地対策事業債を活用する上で必要な計画となるものです。これまでも総合整備計画を策定し、事業を実施してきましたが、平成30年度で5カ年の計画期

間が終了しましたので令和元年度から5年間の事業計画を策定するもので先般、北海道との協議が整いましたので提案申し上げるものであります。次に内容についてご説明いたします。東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画を定めたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるといたしまして、次ページからご説明いたします。本計画の事業期間は令和元年度から令和5年度までの5年間で65ページの東瓜幕辺地は農林漁業経営近代化施設といたしまして、東瓜幕道営農業農村整備事業及び東瓜幕地区簡易水道事業の合計で事業費8億7,330万9千円、辺地債1億6,460万円を計画しております。66ページの北鹿追辺地は産業農林道といたしまして北鹿追地区農道整備事業で事業費1億3千万円、辺地債5,200万円を計画しております。67ページの上幌内辺地は農林漁業経営近代化施設として上幌内地区草地畜産整備事業で事業費3,770万円、辺地債370万円、観光レク施設としまして鹿追町展望の丘公園外整備事業で事業費及び辺地債1億1千万円の合計事業費1億4,770万円、辺地債1億1,370万円を計画しております。以上、東瓜幕辺地、北鹿追辺地及び上幌内辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第40号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 2 3 議案第 4 1 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程 2 4 議案第 4 2 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更
について

日程 2 5 議案第 4 3 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○議長（吉田稔）

日程 2 3、議案第 4 1 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程 2 4、議案第 4 2 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程 2 5、議案第 4 3 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、以上 3 件については関連がありますので一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 4 1 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第 4 2 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議案第 4 3 号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、関連がありますので一括説明させていただきます。提案理由を申し上げます。十勝環境複合事務組合が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって解散したことに伴いまして規約の一部変更と併せて文言の整理を行うものであります。

はじめに議案第 4 1 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、変更内容をご説明いたします。地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するといたしまして、別表 2 は第 3 条に定めます組合の組織する市町村、一部事務組合及び広域連合の規定であり「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「池北三町行政事務組合」を削るものであります。附則につきましては、施行日の規定であり、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に議案第 4 2 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、ご説明いたします。地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更するといたしまして、別表 1 は第 3 条に定めます組織の

規定であり、「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」、「北空知葬斎組合」を削るものであります。附則につきましては、施行日の規定であり、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に議案第43号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について変更内容をご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するといたしまして、別表第1は第2条に定めます組合を組織する地方公共団体の規定、別表第2は、第3条に定めます組合の共同処理する事務の規定であり、それぞれ「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「池北三町行政事務組合」を削り文言を整理するものであります。附則につきましては、施行日の規定であり、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第41号から議案第43号まで一括でご説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。申し訳ございません。許可は、北海道知事の許可の日からです。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第41号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程26 議案第44号 鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能
エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工
事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程26、議案第44号、鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第44号は、鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の目的は鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事であります。契約の方法は設計・施工一括発注方式による総合評価一般競争入札で、北海電気工事株式会社及び伊藤組土建株式会社の2社により、技術提案があり、ヒアリング及び入札を実施し総合評価によりまして、契約金額を5億9,950万円として、札幌市中央区北4条西4丁目1番地、伊藤組土建株式会社、代表取締役社長、玉木勝美氏が落札者となりましたので、令和元年度分の4億1,580万円につきまして現在、仮契約を締結中であります。なおこの案件につきましては、3月5日開催の第1回定例会におきまして5億9,950万円を限度とする債務負担行為の議決をいただいているところでございます。以上、ご説明を終了させていただいてご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第44号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程27

議員の派遣について

○議長（吉田稔）

日程27、議員の派遣についてを議題とします。北海道町村議会議長会主催、議員の研修会参加等のため、会議規則第127条によりお手元に配布のとおり議員を派遣したいと思えます。

お諮りします。議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。議員の派遣については原案のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 13時47分

令和元年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 令和元年 6月18日(火曜日) 午前10時02分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

1番 清水 浩徳 議員

8番 狩野 正雄 議員

3番 畑 久雄 議員

2番 山口 優子 議員

4番 台蔵 誠一 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(10名)

1番 清水 浩徳議員

2番 山口 優子議員

3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員

5番 加納 茂議員

6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員

8番 狩野 正雄議員

9番 埴渕 賢治議員

11番 吉田 稔議員

4 欠席議員(1名)

10番 安藤 幹夫議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

農業委員会会長職務代理者 菊 池 和 弘

教育委員会教育長 大 井 和 行

代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
企画財政課長	草野礼行
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課長補佐	津川修
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和元年 6月18日(火曜日) 午前10時02分 開議

○議長(吉田稔)

これから本日の会議を開きます。ここで報告をいたします。安藤幹夫副議長から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。菊池輝夫農業委員会会長から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。菊池輝夫会長の代わり、菊池和弘農業委員会会長職務代理者が出席をしております。以上で報告を終わります。

日程1

一般質問

○議長(吉田稔)

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番 清水浩徳議員。

○1番(清水浩徳)

お許しを得て一般質問をいたします。私は、大規模災害発生時におけるボランティアの受け入れ態勢について、町長のお考えをお伺いします。平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震で、被害が甚大であった安平町、厚真町、むかわ町においては「災害ボランティアセンター」が開設され、ボランティア活動が展開されました。この組織は、「社会福祉法人北海道社会福祉協議会」が運営し、大規模災害等が発生した際に、行政の災害対策本部との連携により設置するボランティア活動の本部であり、被災地におけるボランティア活動の拠点でもあります。被災により生じた困難・問題を軽減・解決するため、市町村内はもとより、道内外等から駆けつけるボランティアを被災者及び避難所等からのニーズをもとに、必要としている場所へ派遣し、地域の復旧・復興と被災者の自立生活を支援することを目指しております。その機能は、1、被災者ニーズへの対応、2、ボランティアのコーディネート、3、資金・資機材等の調達、管理・運用、4、中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニング等を行います。この組織が設立された後、鹿追町社会福祉協議会は、平成29年9月1日に北海道災害ボランティアセンターと協定を結んでおります。同協議会は、平成30年10月5日・6日の2日間にわたり、北海道胆振東部地震で被害を受けた、むかわ町に1名の職員を派遣し、ボランティアセンター業務要員として活躍されております。そこで、鹿追町防災計画、第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の中に、鹿追町社会福祉協議会との連携及び事務又は業務の大綱が明確に示されていないため、鹿追町社会福祉協議会と災害救援活動の支援に関する協定を結び、大規模災害発生におけるボランティアのニーズにあった円滑な活動ができる態

勢を備えておくお考えはございませんか。お尋ねします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

清水議員からは、「鹿追町地域防災計画」、具体的には「大規模災害発生時におけるボランティアの受け入れ態勢」ということに関してご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。近年は未曾有の災害が各地で頻繁に発生しており、住民を守る防災対策はますます重要となっています。昨年は全国的にも大きな災害が多い年であったと考えておりまして、6月には震度6弱を記録した大阪北部地震、7月には200名以上の方が犠牲となった西日本豪雨、そして9月6日には、最大震度7を観測した胆振東部地震により、死者42名、負傷者700名以上の大きな災害となり、さらにこの地震を起因とする道内全域での大停電「ブラックアウト」が発生する事態となりまして、不安な生活を余儀なくされたところであります。当町は比較的災害は少ないほうと言えらると思っておりますけれども、平成28年の大雨災害、そして平成30年3月の猛吹雪など、大きな災害も発生しているところであります。このようなことから、災害対策と併せて防災意識の向上と醸成が肝要であり、昨年「鹿追町総合防災ハザードブック」を作成いたしまして、町内全戸に配布を行い、さらに防災委員、町内会、各種会議等で防災の備えなどについて、勉強会などを開催してきたところであります。さて、議員ご質問の「大規模災害発生時におけるボランティアの受け入れ態勢について」でありますけれども、いざ大規模な災害が発生した場合、人的被害を含む被災状況の把握、救助・救急の開始・災害対策本部の設置・避難所の開設、国・道・市町村その他関係機関からの支援協力をお願いすることになります。その災害時に重要な役割を果たす1つに、個人・団体を問わずにボランティア活動があります。被害が大きければ大きいほどボランティアの数は多くなり、迅速で効果的に活動をしていただくためには、的確な状況判断と指示が必要であり、災害経験の少ない自治体職員には事前の訓練を実施していたとしても大変難しい職務であるということは、他の自治体での経験からも明らかであります。議員ご発言のとおり、大規模災害等が発生した際に、自治体が設置する災害対策本部との連携により災害ボランティアセンターを設置し道内外から駆けつけるボランティアを被災者及び避難所等からのニーズをもとに、必要としている場所へ派遣し、地域の復旧・復興と被災者の自立生活を支援することを目的として、「鹿追町社会福祉協議会」は「北海道社会福祉協議会」と「災害救援活動の支援に関する協定」を平成

29年9月に締結をしております。鹿追町防災計画では、第5章第28節「防災ボランティアとの連携計画」で日本赤十字社や各種ボランティア団体の役割を明記しており、その一組織に社会福祉協議会も含まれており、ボランティア団体・NPOの活動と環境整備も明記しているところであります。議員ご指摘の第1章には、各種団体・組織としての位置付けになっているものの明確に「社会福祉協議会」との明示が無いことから、北海道防災計画との整合性も図りながら鹿追町社会福祉協議会と協議し、協定締結を行なっていきたいというふうに考えております。今後におきましても平常時から災害に備え、被害を最小限に軽減できるよう防災備品の充実のほか、住民への防災意識の向上啓発に努めていきたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

再質問、はい、清水議員。

○1番（清水浩徳）

防災協定を締結することは、受援自治体と応援民間事業者の双方にメリットを生みます。自治体において被災時に応急対象活動にさまざまな援助を受けられるだけでなく、平常時の物資備蓄に係わる空間的及び金銭的コストを抑制することができると言われております。また、民間業者としては企業名、団体名が広報されることが多いことなどが主なメリットとして掲げられております。現在、北海道における防災関係の協定締結は83件と認識しております。その他鹿追町独自で締結している協定の件数と今後協定を結ぶ予定の民間企業、または団体についてお尋ねします。

○議長（吉田稔）

答弁、菊池光浩町民課長。

○町民課長（菊池光浩）

はい、ご答弁申し上げます。防災協定の締結状況についてのご質問かと思っておりますのでお答えをさせていただきます。鹿追町の防災協定にありましては、平成20年3月に北海道及び市町村総合協定をかわきりにですね全部で13の協定を締結しております。内訳としましては、鹿追郵便局、鹿追町建設業協会、隊友会鹿追支部、開発局など13の締結をしているところであります。そのことで災害に対しまして優先的にそれぞれ支援を可能にさせていただける状況にあらうかと思っております。また今後協定の予定というご質問もあらうかと思っております。現在、鹿追町恵愛会さんとですね介護保険の要介護

認定者が避難を余儀なくされた場合、避難施設としての使用協力をしていただけるように先般、鹿追町からも申し入れをしております、協定締結に向けて取り進めているところでもあります。また社会福祉協議会とも現在、協定締結に向けて申し入れをしているところでもありますのでご報告をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉田稔）

再質問、ありますか。はい、清水議員。

○1番（清水浩徳）

最後の質問をいたします。先月29日、大雨の際に発表された気象警報及び非難勧告等の情報が5段階の警戒レベルに分けられる運用を気象庁が始めました。鹿追町におきましても、地形の特性上、水害の発生が予想されます。災害ボランティアセンターは水害ボランティアマニュアルを作製し水害の備えに万全を期しておりますが、鹿追町としてさまざまな災害に対して今後どのような取り組みを行なっていくのか。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（吉田稔）

町長、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。今お話しのありました防災気象情報の関係でありますけれども、たまたま今月の初めに私のところにですね釧路地方気象台の台長さんというんですか、その方と帯広測候所の所長さんがお見えになりまして、今お話のあった警戒レベルとそれから防災気象情報の関係の運用の見直しのお話をさせていただきました。警戒レベルが5段階になるという、その他それと併せて近年の災害というか、雨、降雨の過去からの経緯だとか、そういう詳しい説明をいただいたところでもあります。そういう運用の見直しをしたということでご説明をいただいているところでもあります。お尋ねのさまざまな水害も含めたさまざまな災害に対する取り組みでありますけれども、前段でお答えしたとおり、昨年、町の総合ハザードマップという結構厚い大きな冊子を全戸に配布をさせていただいております、この中には水害の関係であれば然別川の氾濫等を想定した浸水域、それから土砂災害の恐れのある箇所等、水害に係るものだけではなくていろんな災害の備えだとか基本となる避難所等も掲載をされているところでもあります。これについてぜひ各家庭等で今一度ご覧いただいてですねご家族等でこの災害に対する対応を参考にさせていただけるように改めて、ぜひこのハザードマップ、ブックをもう1回家族でご覧をいただきたいとい

う形で今後また機会を見て周知を図っていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

○1番（清水浩徳）

質問終わります。

○議長（吉田稔）

これで清水浩徳議員の質問を終わります。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、質問通告に従い一般質問を行います。標題は、「農業基盤整備の進捗状況」ということでございます。要旨を述べます。瓜幕地区で明きょ排水路の整備工事が進められておりますが、現在は国道274号の所まで来ております。安定した生産性を確保するためにも、地区の農業者は1日も早い明きょ排水路の完成を望んでおります。農業の基盤整備の計画や進捗状況、基幹産業としての考え方、将来展望をどのように考えているか伺います。1、瓜幕地区で明きょ排水路の整備が進められているが、今年度の工事計画と完成の予定は。2、これまで各地区ごとにまとめられ農業基盤整備事業として、各種の工事が進められてまいりました。その中で過去の事業から漏れたほ場の整備工事等の取り扱いは、どのように行うのか。3、トラクターが無人で作業したり、搾乳をロボットで行うなど、農業生産現場は大きく変貌しております。農作業や酪農の仕事を担当する労働力の確保が課題ともなっております。本町の基幹産業である農業の基盤整備の進め方や将来展望をどのように考えているのか伺います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは、「農業基盤整備の進捗状況について」と題してご質問をいただきましたので順次お答えを申し上げます。近年の異常気象等により日本全国で大雨による災害等が発生しており、鹿追町におきましても平成23年、平成28年と大雨による畑の冠水など大きな被害がもたらされたところであります。平成28年の大雨被害後、直ちに北海道開発局や北海道に対し、国営排水事業の新規実施や道営排水事業の早期完成の要望を行なっているところであります。1点目の「瓜幕地区で明きょ排水路の整備工事が進められてい

るが、今年度の工事計画と完成予定は」、このことについてお答えをいたします。現在、瓜幕地域では道営瓜幕地区水利施設整備事業により然別川から瓜幕21号、瓜幕西28線を経由し瓜幕28号までの排水路事業が平成26年度に着手をしております、平成28年度からは実際の工事が進められているところであり、総延長は7.3キロで平成30年度までに約3キロが整備されております。本年度、令和元年度においては約2キロの工事が計画をされておまして、現在のところ、令和3年度には全体が完成するというところで事業が進めているところであり、さらには道営北瓜幕地域担い手畑総事業によりまして然別川から瓜幕24号、瓜幕西30線を経由して瓜幕バイオガस्पランド付近までの総延長約3キロの排水路を整備中であり、平成30年度までに約1.5キロが整備をされておまして、来年度、令和2年度に完成予定であります。また、現在、笹川地区における国営かんがい排水事業、これを要望しておまして、道営排水事業と併せて大雨等に対応した整備を早急に着手するように進めているところであり、2点目の「これまで各地区ごとでまとめられ農業基盤整備事業として、各種の工事が進められてきたが、過去の事業から漏れたほ場の整備工事等の取り扱いはどのように行うのか」についてお答えをいたします。これまで本町ではより負担の少ない有利な国営または道営の農業基盤整備事業を実施してきており、地域より追加要望等があれば、その都度、国や北海道に対して要望し、可能であれば事業を追加して、実施してきているところであり、しかし事業期間が残り少ないなど、追加の計画変更ができない場合もありますが、事業が終了しても新たな地区等を設定するなどして、事業要望を今までは行なってきたところであり、補助事業としては、半分、約半分の負担という事業もありますけれども、現在のところ本町では実施しておりませんが事業の要望等があれば採択要件等も照らし合わせてということになるかと思っておりますけれども、検討してまいりたいと考えております。3点目の「本町の基幹産業である農業の基盤整備の進め方や将来展望をどのように考えているか」についてお答えをいたします。農業の基盤であります土地基盤整備につきましては、これまで同様に、できるだけ受益者負担の少ない有利な国営・道営等を活用しつつ、きめ細かな事業計画を立てながら実施し、鹿追町農業の将来展望につきましては、日本の食糧基地として今後とも安心安全な農畜産物生産を行なっていくということであり、TPP11や日欧EPA、アメリカとの2国間貿易協定交渉など農業に対する影響も懸念をされておりますけれども、国際競争に対応した農業を推進するため、搾乳ロボットや無人収穫機などAIやICT技術の導入によるスマート農業を推進し省力化を図っていくなどして、

労働力不足への対策を図ってまいりたいと思います。今後とも関係機関と連携・協力しながら農業のさらなる発展を目指し推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

はい、順次再質問いたしますが1番のこの瓜幕地区の明きょ排水路、これ農業者だけでなく地域住民、市街地に住む住民もですね非常に期待している。というのはですね、農業の施設かもしれませんけれどもこれ洪水防止とかですねそういうことで非常に早く整備、いつ頃できるのかということに関心を持っているんですね。そんな中でやっぱり言われたのがあそこは20号ですかね、鷲山さんの行くほうの通り、深く明きょがですね、かなり深く進んでまして、あそこにやっぱり安全のためにガードレールだとかガードロープの計画はあるのかと、ああいうものも必要でないかということですね農業者じゃなくてそういう住民から言われるんですがそういう施設の整備の計画というのはどうなんでしょうか。まずその点。

○議長（吉田稔）

答弁、菅原義正農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

はい、お答えいたします。以前、当初の計画についてはありませんでしたが、地域住民等々の希望等々もありまして道のほうに申請をしたところ計画変更という形で何年になるかちょっと分からないんですけれども、令和3年までにガードロープを付けるということで今計画をしているところでございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。はい、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

順次そういうことで、そのへんも併せてお願いします。それと今までになりますけれどもね農村整備事業でもれたということがあって相談ありました。いろいろ聞きますとですねそのほ場については酪農をやっているデントコーンとかそういう餌、牧草ですね、採草地だった。ところが意外とそういうところはあんまり水たまりとか水はけとか関係ない。ところがそれがですね畑作に変わったときにですね、うちの土地は借りたところすごい湿

気るんだと、徐れきやっていないから石が多いんだとかそういう話がある。だからそういうことをですね先ほど町長の答弁にもありましたけれども、もれなくですねぜひフォローしていただきたいなというのがお願いでもあり、畑作に変わった人たちの声でもあります。それとですね、続けて3番目にいきますけれども、農業の基盤整備が進められる中でですね将来展望としまして、もありますけれどもね、実は今朝の、今日の農業新聞読んでいます。これ今日、今朝の配られた農業新聞、スマート農業がこれからどんどん進んでいくんだと。これスマート農業と言うけれどよく読むとねスマートフォン農業なんです。フォンが抜けているんですね。これから就農する人がですねこれからスマートフォンを使ってこれから農業をしていくんだと。ロボットを導入したり働く機械をやるのも作業の技術や経験、これからいなくなる。確かにそうかなとそれ読んでいて思いました。昨年ですね例えば夜の真っ暗になってから小麦をまいているんですね。昔、暗い中で小麦のは種作業なんていうのが無かった。ところが最近のGPSを利用した、装備したトラクターはですね夜昼関係なく、それから畑の起伏関係なくやっちゃうんですね。芽が出てびっくりしました。真っ直ぐですよ。夜、夜中にまいたとは思えないくらいそのぐらいになっている。それからそういう自動操舵システムとかどんどんこういうふうになってきた時にこれからの農業が大きく変貌するなということ。町長はですね非常に町政執行方針の中でも挙げられています。基盤整備と先進的な農業支援、新規就農者の受け入れについても検討すると、こういう執行方針も述べられました。まさに期待しています。これまでの見ていてねこの数年間で鹿追の農業はですね大きく変貌しました。どういうふうに変ったか。これは基盤整備がね、きちっと進んだからこれまで考えられなかったことが起きている。それがね中鹿追地区で国営畑作の農地再編整備がそれまでは畑は横断する斜めに横断する河川があったんですね。それが河川というか明きよ、道路沿いに切り替えてきちっと四角い畑を全部整備した。それ以降、じゃあどうなったか。農家さんの作業効率が格段に上がった。コントラクターの事業というのが格段と進んだ。大きな機械で収穫したり、種をまいたり、牧草を刈ったり、デントコーンの収穫、全部できちゃう。それやっぱり基盤整備が大きく進んだことが要因なんですね。こんなことになるとは私も思いませんでした。そして今ね、農業の私はね農業の中でも畜産、酪農はですね工業製品の作るシステムがここでもう入り込んでるんですよ。簡単に言うとですね、トヨタのかんばん方式が農業で実践されているんです。どういうことかということね各農場にはですね餌のストックヤードがありません。ふん尿の今まで堆肥舎となっています。そこは使われていません。どうするか。ジ

ラストインタイムで農家というか牧場の牛が欲しい餌をその時間に合わせてどの牛にいくら食べさせるかによって全部計算、スマートフォンで計算するのかな。それで届けられる。そういう農業に鹿追町は大きく変貌しちゃったんです。そこで働いているのは農業者なのか。コントラクターで牧草を刈ったり収穫したり、一緒に併走してダンプが動いて、TMRセンターに餌を運んでいます。今、一番草まさに収穫です。その時にやっているのは農業者じゃないんですよ。トラクターのオペレーターかトラックの運転手なんです。それが餌をそこに運んでいる。餌の運ばれてきたのはTMRセンターで蓄積されて必要な量を必要な時に各農家に配っている。これはまさに工業生産システムなんです。そのぐらい変わったということをお認識すべきだと。ということはこれからの農業を志す人は農業をやらなくていいんです。スマートフォンを使えば農業者なんです。それぐらい変わるんです。だからそういったときにこの町の人口だとか農業者は、農業従事者はどうやって確保したらいい。だけど農業従事者はいなくなる。コントラクターのそういう能力の運転手がいればいい。農家の経営者というのはパソコンで画面を操作するだけの作業になってしまう。これはニンジン为例に取りますとね、ニンジンは各ほ場にありますよ。それはねニンジン会社がやるんですよ。畑おこしもまき付けもそれから管理も収穫、そして洗浄して販売するまで全部ニンジンの生産はそういう商社がやっているんです。そういう時代に農家は何をやっているかという土地を貸すだけなんです。土地を貸しているだけで農業が成り立つんです。そういう時にじゃあ将来の鹿追町の農業はそういう農業者をどうやって支援したり、集めたり、教育したり、昔の農業の勘というか、経験値がいらなくなっちゃう。これねやっぱり今考えるとねちょうど10年くらい前に浦臼町にHAL財団ってあります。そこに農業の企業化研究所というのが大きな施設で、そこを見に行きました。そこを運営しているのが貸金業をやっている金融業なんです。そこがオーナーでこれからの農業はこうなりますと見せられました。まさかなと思ったらその通りになったんです。HAL財団が考えていたような企業化がどんどん、企業化がどんどん進んでいく。そういう時代にあって、じゃあスマート農業は町長の言う新規就農者をじゃあどうやって入れていくんだと。どうやって鹿追町の基幹産業を発展させるのか。そのへんをちょっと長くなりましたがお聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをしたいと思います。最初のほうに再質問としていただきました事業からもれたほ場の関係については最初答弁したとおりでありますけれども、できるだけ受益者というか農家の方の要望を聞けるような形で、地区として終わってしまうとなかなか難しいんですけれども外の団体だとかいろんな方法もありますので、そういった方法を検討しながらできるだけ実施をできるように努力をしていきたいと思っています。それから鹿追も数年前にGPSの基地局を2つですか、瓜幕と鹿追、2カ所、基地局を設置をして本当にGPSが付いたトラクターが100数十台走っているような状況にありまして、狩野議員おっしゃるように、本当に数センチの誤差ぐらいで本当に夜の作業ができるようになりました。自動操舵とセットでやると本当に効果が大きいということでもあります。どんどんこれからはそういう形になっていくんだろうなというふうに思っています。畜産の関係もいろいろ議員さんお話をされておりました。2つ目のTMRも今年完成します。それからバイオガスプラントもある地域ではふん尿処理の手間が相当軽減をして酪農家の牛の管理に力を集中できるという形になってきています。議員さんおっしゃるように農業知らなくても農業ができる時代なのかどうか、私はちょっとそのへん何とも申し上げられませんが、省力化できる部分はやはり省力化をしていくというのはやはり生産性だとか経費の面では必要なことなのかなというふうに考えています。本当に農業で人がいなくなると、またこれまちづくりの面でどうかという違う問題も出てきますけれども、やはりどうあってもやっぱり人間の目で確認するというのは最後に私は残るんじゃないかなという感じは正直しております。やはりそういうふうにやはり農業を人間の頭で考えてやる部分というのはやっぱり最後まで一定の部分は残っていくのかなということを思っています。ただ本当に時代はどんどん進化していますので本当に誰でもできるような時代になるのかもしれない。そういったふうに大きく過去から見ても農業は変貌をしてきておりますので、今後の状況をよく見ていかなければならないかと思っています。新規就農者の関係ですけれども、なかなかやはり鹿追があまり進まないのは皆さん状況ご存知のとおり規模拡大思考というのはまだまだ鹿追の農家の皆さん大きくて、土地が簡単に余らないという状況にあります。それでもやはりそういった希望のある人たちを受け入れる体制というのはやはり必要だと思っておりますので、なかなか簡単にはいかないんですけれども、いろんなところで相談をしながらそういった新規就農者が鹿追でもできるような体制、これからだんだん必要性が増してくると思っていますので関係機関と協力しながら進めていけるように努力してまいりたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

再質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

これからの新規就農者と言わないで、わが町は新規農業関連サービス産業、農業めぐりサービスというそういう業態に来ませんかという、就業者をアピールするというか、そういうふうに農業関連サービス業がですねこれからちゃんと組織だってそういう形を考えていく必要があるんじゃないかと。今ね、農業もね株式会社、それから農業生産法人、どんどん進んでいます。そういった時に将来に農業の株式会社が農業じゃない人が社長になる時代も来るんじゃないかと。逆に言えばベトナムとか中国から来た人が社長になっていく生産法人もできてくるんじゃないかと、そういう時代がこれから訪れるんじゃないか。本当に分業化されて今の牧場へ行っても子牛が産まれる。子牛が産まれたら保育センターに、牛の保育所に持っていく。それがさらに大きくなったら上幌内の保育センターから上幌内の牧場というか冬季舎飼のところを持っていく。やっとな乳が搾れるようになったら農家に、牧場に帰ってくる。ふん尿はバイオガスプラントから集めに来る。全部分業化されていく。じゃあ農業者何をやるか。受胎管理と分娩管理だけやればいいのか。そういう形になってきた時にこれからですね外国人労働力を入れる可能性がどんどん増えてくる。そういう人たちがなったり、また新規就業者として都会の人たちが来る。そういった人をいち早く覚えてもらって作業をやってもらうと同時に、地域にそういう人たちを受け入れていく。同じ働く仲間として、鹿追に住む住民としていかにしたら外国人も問わず、日本人も関係なくそういう人たちが受け入れる体制を作らなければいけない。もちろんそういう人たちが非正規雇用でいい訳ないわけですよ。ちゃんとした収入が農業の分野で鹿追で働くことによってちゃんとした収入が保証されます。それから休日、社会保障もちゃんとやります。まともな企業に作り変えていかなければならない。まともなものもあるかもしれないですけども、そういう働く人たちのことを考える、そういうことがこの地域で本当に真剣に取り組む必要があるんじゃないかと、それによって農家戸数が減らさない戸数っていうよりも、農業従事者、関連従事者が減らない対策が必要ではないかというふうに思うんです。農業の分野に限らずそういった人たちをどうやって受け入れるのか、そういうためにはですね、私はね役場だけ考えていたらだめ。それから農家だけ考えていたらだめです。農協さんだけでも農業委員会、あらゆるそれから労働をやっているそういうシステムに詳しい人も交えてねこれからの鹿追の基幹産業のあり方をどうやって守っていくかというこ

とをね、フォーラムというかな。皆の意見で考えていく必要があるんじゃないか。そういう場をね、ぜひこれから必要になってくるんじゃないか、そういうふうに思います。今、この十勝管内でもね3,000頭、牛を飼育している。牛を飼育して搾乳している酪農企業があります。メガファームではなくもうギガなんです。ギガファームになってその法人はですね3万トン、年間3万トンですよ。3万トン生乳を生産している。そしたら鹿追の生乳生産高は10万トンです。3件ちょっとで鹿追の農業生産、酪農の牛乳生産が3件できちゃう時代なんです。そういった中でじゃあ3件あればいいのかということも含めて町長いかがですか。そういうフォーラムと、それからどういう将来展望をね考えるかということ、もう1度お聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。農業、新規就農、そしてまた農業関連の就業者、若干その違いはあると思いますけれども、現状でも農業に関連した就業者というのは本当に多くなってきていますし、コントラ、例えばJAのコントラ、あるいは先ほども、申し上げましたけれどもTMRの関係、それから町のバイオもそうですけれども、そういう関連従事者というのは相当多くなってきていますし、外国人労働者も含めた酪農を中心とする従業員の方も相当鹿追に多くいらっしゃる状況にあります。狩野議員さんご提案のフォーラムということでもありますけれども、基本的には毎年農協、町と農協と関係機関入っての農業関係の懇談会なんかも開催をしているところでもあります。ただそれだけでいいということではありませんので、そういったいろんな業種の方が入って考えていくということも当然必要なことだというふうに思いますので、それについてはいろいろ検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

再度質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

今の検討して課題としていくということをお聞きしたので、これで質問を終わります。

○議長（吉田稔）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 10時52分

再開 11時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

はい。議長の許可を得ましたのでこれより一般質問をさせていただきます。標題、わが町の観光はこれで良いのか。要旨、然別湖、しかおいジオパークを柱とする観光についてひと言、苦言と今後の取り扱いについてお尋ねします。扇ヶ原展望台の時計の修復、あるいは千畳くずれの標識、駒止湖、然別湖、1の湾から6の湾、弁天島、見晴らしの良い湖畔の撮影スポットに以前はありました表示など、旅人にとって大変不親切な現状であります。環境省は国立公園をもっと利用しやすい方向へと転換しつつあります。どこの観光地なのか、どのような名跡なのか等、旅行者にとって分からないことが多すぎるのではないのでしょうか。管理するところは違っても、町として関係機関と積極的に相談することが必要と考えます。形状・色・数・表示内容など、観光地にふさわしいものでなければなりません。そこで以下3点についてお尋ねいたします。1、観光会議のその後の動きは。今後の活動は。2、関係する機関と協議されたことは。3、入り込み数80万とも60万とも言われております観光客ですが、お客さまの立場で考え、積極的な行動が必要と考えますが。追加質問であります。標題、観光活性化のため、道の駅についてお尋ねいたします。要旨、市街地発展のための道の駅として、「重点道の駅」という記述で述べられておりますが、それは核としてという理解と存じますが重要な課題と考えます。近年周囲の道の駅の整備を考えますと、その重要性は日増しに高まっております。人は流れは細くなっております現状です。周囲には日勝記念美術館、町民ホール、福原記念美術館など多くの施設があり、道の駅の存在は欠かせないと考えます。また花の町としての取り組みも集客に重要であり、274号線を一段と太くし、入り込み数の増加を早急に考える時期と考えます。以下2点についてお尋ねいたします。1、企業支援、体力強化等に係わる具体策は。2、検討委員会設置のお考えは。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

畑議員からは、「わが町の観光はこれで良いのか」と題しまして、3点について。もう1

つ、「観光活性化のため、道の駅について」と題して2点、ご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。まず、最初のご質問の「観光会議のその後の動きは。今後の活動は」についてでありますけれども、この観光会議につきましては、昨年、平成30年の定例議会等々でも、畑議員からご質問をいただいている事項でもありますし、前町長からの引き継ぎ事項としても確認をしているところであります。現在準備を進めております。できるだけ早く開催したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。観光会議の構成委員につきましては、町内各分野で活躍されている方など幅広くご意見を交わせる場となるように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。次、2点目の「扇ヶ原展望台、標識等に関して」これについて関係する機関と協議されたことはということだと思っておりますけれども、これについてお答えをします。扇ヶ原展望台の時計に関しましては、北海道の所管、直接の担当は帯広建設管理部の鹿追出張所ということでございますけれども、このことについて今年もお話をさせていただいております。この時計については昭和63年に設置をしたということで、相当古い状況でありまして、直すにも部品が無いという状況で、ここ数年その状態で経過をしているということであります。町としては、ちゃんと更新してほしいということで考えておりますので、さらに改善、更新をしていただけるように北海道のほうに話を引き続き要望してまいりたいというふうに思っています。次に撮影スポットの表示サイン関係ですけれども、然別湖畔園地は議員さんもお承知のとおり、平成27年から28年にかけて環境省の補助をいただいて再整備を行なったところであります。その計画段階からですね環境省、あるいは北海道、それから鹿追町などが管理する標識サイン類が乱立しているということもあって、利用者にとっての快適性や景観を阻害しているという一面もあるということもあまして、関係機関と協議をしたというふうに聞いております。その結果、再整備前の展望デッキにあった鹿追町の「然別湖」というものと湖際にあった北海道の「然別湖」のサインは景観上無いほうが良いという結論に達したそうでありまして、駐車場の入口に設置したサインにより、集約した形での園地整備となったということでございます。しかしながら、来訪者から必要とする声、必要とするという声も実際ありますので、これ以外の標識サインも含めまして現状をもう1回しっかりと把握をした上で、関係機関と協議を行なって、改善する必要があるれば、これは改善する方向で検討をしてまいりたいというふうに思っております。3点目の「お客様の立場で考えて積極的な行動が必要ではないか」ということであります。観光客の入り込みにつきましては、平成28年の台風災害の影響によりまして、災害前の

8万1千400人とされていたものから平成29年度には7万1千700人まで落ち込んだ状況にありましたけれども、平成30年度は7万4千200人ということでありまして、回復傾向にあるというふうに考えております。畑議員のご指摘のとおり、来訪者の受け皿となる観光地については、来訪者の側に立った整備と関係機関との積極的な関わりも重要であると考えております。また、旅行者に鹿追町へ来てもらうためには何をすれば良いかについても、行政と事業者が1つとなって取り組んでいくことが重要であると考えております。このことについては前段でお答えをいたしました今後開催予定の観光会議等においても議論しなければならない内容の1つであるというふうに考えておりましたスピード感を持って、議員皆さま方からのご指導もいただきながら進めてまいりたいと考えております。次に追加の質問であります内容についての1つ目の「企業支援、体力強化等に係わる具体策」についてお答えをいたします。中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、事業承継や働き手の問題のほか、消費税増税への対応等々、依然厳しい状況にあることは本町においても同様な状況であります。これまで町は、町内事業者に対しまして、直接あるいは間接的な支援を行なってきておりますが、今一度、条例・補助金、規則などについて見直し、全体的に見直しを図って、事業者にとってより使いやすいものとし、起業への支援、町内事業者の設備投資、それから雇用機会の後押しをすることにより体力強化へつなげたいというふうに考えているところであります。具体的な内容については商工会と若干話をしておりますけれども、商工会関係機関と連携して進めてまいりたい、検討してまいりたいというふうに思っています。2つ目の「検討委員会、道の駅の検討委員会の設置の考え方」についてお答えいたします。はじめに重点道の駅についてご説明をさせていただきます。重点道の駅は、国土交通省が地方創生や地域活性化を目指した道の駅の新たな設置、またはリニューアル等の企画提案を公募し、有識者等の意見を踏まえながら選定されるものであります。重点道の駅に選定されますとハード面においては社会資本整備総合交付金等を重点配分されるなどの支援が受けられるとなっております。道の駅の検討委員会につきましては、本町の道の駅が重点道の駅となり地域活性化に寄与することを目指し、町民の方からのご意見も伺いながら議論をする場として設置する方向で考えておりますので、重ねて議員のご理解、議員皆さまのご理解をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

まず、標識についてでございますけれども非常にあの今始まったばかりじゃない。もう何年も経っているということで、先日、例えば千畳くずれに行って見てきました。そして土台だけあって何の標識もない。そんな状況。あるいは、いろんな名所があるのにあるのは駒止湖くらい。本当に遠くからおいでいただいてここは然別湖のここだというそういう何ていうんですか。旅人にやさしい分かるような案内が無いんですよ。非常に残念に思います。ただ時計1つにしても何年も動かず、故障中と書いてある。非常に何か恥ずかしい。時計でなければならぬのかどうか分かりませんが、何かあれをもっと別なものに変えとかそういった前向きな相談するような方向で考えていただきたいなと思います。あそこには扇ヶ原展望台の大きな石に名称というか名前が出ていまして、あれ非常にいいなと思っております。ですからそれぞれただ看板を掲げるということじゃなくてその土地にふさわしい、自然の中に溶け込むようなそんな標識がいいんじゃないか。たまたま上士幌の糠平湖、ずっと三國峠まで行ってきました。あそこもちゃんと何の沢、五の沢だとか三の沢だとかね書いてね案内をしております。非常に自然にマッチしたものでできております。本当にそういった意味で旅人に優しい観光地、ここはこういうところですよという、また先ほどの答弁の中にありました湖畔での記念スポットというのかな、写真スポットも無いようで、以前はちゃんと木でできたものが駐車場のところにありました。ところが行って見ると無いんですね。ですから本当に寂しい限りであります。ですからそういったこと千畳くずれにしても先ほど申し上げました本当の昔の骨組みが残っているのかな。何か鉄製でできたものがあってそれに標識があったかどうか知りませんが何も無い。非常に他にない名所でございます。そんな意味でも町としてこれから観光客受け入れるにしても本当にそこまで考えた観光地であってほしいなと思うところでもあります。もう1度、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、はい、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

はい、お答えをさせていただきたいと思っております。まず千畳くずれの看板というか標識につきましては、今あのジオのほうでその内容をちょっと手直しがあるということで作製しているところでありまして、それができましたら鉄製のところに表示をつけるというふうに聞いてございます。それから名所等のことでありますけれども、それも先ほど町長の答

弁にありましたとおりそこに必要なものかどうかということも踏まえてですねこれから関係機関と協議した上でどういうものがふさわしいかということも含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。それから扇ヶ原の時計につきましては、事務レベルでのちょっと話の中ではあるんですけども、先ほど議員さんがおっしゃったように時計でなければならないのかということも踏まえましてちょっとお話をさせていただいている経緯もございまして、そういう状況にあることが今一番良くないんだということとは申し上げてございますのでそちらも確認しながらこの時計については進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

本当に関係機関とよくご相談なされて自然にマッチした標識をねぜひ設けてほしいなと思います。それからこういった標識1つで観光に対するマイナス面が非常に大きいものですから、ぜひそのことを踏まえて考えていただきたい。それから道の駅についてお尋ねしたいと思います。今、町長の回答の中で、重点道の駅という新制度と言いますか新しい活性化に向けての国の考え方のございまして非常に重要と考えます。町の中が少しずつ寂れて人口も減ってきております。その中でも過去十何年間、道の駅、何とか経営を続けておりますけれども、年ごとに少しずつ売り上げが減っているという状況。そんな中でこの道の駅をどういう位置付けにしておるのか。その町の核として考えるのか。そういう意味も含めて本当にこの道の駅そのものの存在感というのは大きいと思うんですね。周囲はいろんな公共施設あります。いろんな面でPRすればもっと来客も増えるという場合もあります。ぜひそういう中で考えていただきたい。特に先ほどの中で観光会議の中でもそういった観光だけに限らず活性化のための諸般、いろんな問題があると思うんですね。ですからそういったことも含めて検討していただきたい。それで企業支援、体力増強という強化ということでございますけれども、以前、吉田町政の折、当初、非常に注目をされた企業振興条例、これの例を見ますと補助がどんどんどんどん少なくなっている現実で、しかし投資のほうから考えますと、投資額が増加して、現在補助が少々少なくなっている現状であります。企業が体力強化などへの振興のための積極的な具体策が必要だと思いますのでどうお考えになりますかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）。

はい、お答えをいたします。まず前段の道の駅の関係ですけれども、前町長の時にもこの検討のための検討委員会を設置するというお答えもしておりますので、当然その方向で進んでいくべきものというふうに思っています。位置付けについては道の駅の本来の持つべき機能のほか防災ですか、いろんな観点があるかと思えます。それに加えて直売というか、そういう形がどういう形がいいのか。そして、もちろんどれくらいの規模でということもいろんなことが入ってまいります。いずれにしても広く皆さんのご意見を聞いて、当然相当な予算がかかる規模になるのか、それらも含めていろいろ議論をしていく必要があると思っております。それから企業支援というか、企業振興条例を例に出されてお話をされていましたが、今の条例の額がどうなのかということも含めて、あとこの企業振興条例だけに限らず、昨年からはじめた例えば店舗等改修補助、昨年も4件ほど利用があったというふうに聞いておりますけれども、これらの使い勝手の問題、それから近代化融資ですとか利子補給ですとかいろんな商工業に関係するものがございます。全体的に点検をしてどうあるのが一番いいのか。一番町内の事業者の方々がどのへんの充実を望んでいるのかということもよくお話を聞いて考えていきたいと思っておりますのでよろしくお話をいたします。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。はい、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。ぜひ喜井町政、初年度でございます。ひとつ思い切ったというより本当に町民のための思い切った政策を待ち望んでおると私は考えます。特に観光、そして観光に関した道の駅の整備等についても町の活性化につながると思っておりますのでぜひとも力を入れていただきたい。私の質問終了です。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで畑久雄議員の質問を終わります。2番、山口優子議員。

○議長（吉田稔）

これで畑久雄議員の質問を終わります。次に2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1項目め、学童保育所の建設予定の延期について。ご答弁は町長にお願いいたします。2016年に基本設計、2017年度に実施設計がされ、現在工事中の新しい「認定こども園しかおい」並びに「子育て支援センター」がいよいよ今年中にも完成予定となっています。これらの建設計画の段階において、基本設計や実施設計には、新こども園と隣接する形で学童保育所が建設されるという計画でしたが、2019年3月の予算審査特別委員会で、私の質問に対して当時の吉田町長から「現在、予算の確保の見通しが立たず、学童保育所の建設工事の着手予定時期は未定。新しい執行体制の中で考えていただきたい」との答弁がございました。そこで、学童保育所の建設予定時期についてどのようにお考えか、改めて町長にお伺いいたします。

2項目め、新こども園・小・中学校の周辺道路における通学路の交通安全確保について。新こども園・小・中学校の周辺道路、主にストニブレイン通りの交通安全確保の対策についてお伺いいたします。ストニブレイン通りを含む国道から農協への道路には、温水プール、鹿追小学校、もみじの里、ゲートボール場みないる、鹿追中学校、スポーツセンターなどたくさんの施設が隣接しています。また、新しいこども園と子育て支援センターも今年中に完成し、今まで以上に子どもや保護者の利用が増え、車の交通量も増えることが見込まれています。国道から農協へつながる便利な近道としてトラックなどの大型車両の通行も多いのが現状です。2017年に40キロの速度規制の標識は設置されましたが、それだけでは安全対策としてまだまだ課題があると考えます。この課題について、私は2018年3月の予算審査特別委員会で質問し、横断歩道の必要性、スクールゾーンや注意看板の設置、大型車両の規制などまだまだ町ができる対策があるのではと提案し、町側からは「今後検討し、協議をしていく」とのことでしたが、今後のストニブレイン通りの交通安全確保についてはどのような対策をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは「学童保育所の建設予定の延期」、2点目として「新こども園・小・中学校周辺道路における通学路の交通安全確保について」、2点についてご質問をいただきましたのでお答えをいたします。学童保育所は山口議員もご存知のように保護者が仕事などで昼間留守にしており、放課後に保育を受けることができない児童を受け入れ、遊びや学び

の場を提供し、児童の健全な育成を図る施設であり、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活を保障することが基本的な役割とされております。本町の学童保育所は小学校1年生から6年生まで受け入れており、現在44名の児童が登録をしております。学校の宿題やボランティアの手助けを受け、書写やスポーツ、そして体験活動をとおして異学年交流をしながら過ごしていただいておりますが、現在の学童保育所は町民ホールの一部を使用しているということから、ある程度制約がある中での活動となっているところであります。そこでお尋ねの学童保育所の建設予定時期についてどのようにお考えかということですが、新しい学童保育所の建設につきましては、延期ということについて若干認識の違いがもしかしたらあるのかもしれませんが、当初からお話をされていたとおり、認定こども園が整備された以降というふうに考えておきまして、現在建設にかかる財源の確保について、より補助率の高い補助事業について調査と確認作業を行なっているところであります。財源確保の見通しがつきましたら、これ早急に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。次に2点目の新こども園・小・中学校周辺道路における通学路の交通安全確保についてお答えをいたします。近年、全国における交通事故件数は減少しているとはいえ、昨年1年間の北海道内での交通事故死者数は141人でありまして、本町においても10月に国道交差点で一時停止確認不足により乗用車同士が衝突し、同乗されていた方が死亡するという痛ましい事故が発生しております。また、最近では大津市において信号待ちをしていた園児と保育士さんに乗用車が突入し、園児2人が亡くなり、また14人が重軽傷を負われたという痛ましい事故も発生をしているところであります。議員ご質問のストニブレイン通りの安全確保対策ですけれども、昨年3月の予算委員会におきまして、山口議員から安全対策について多くの提言をいただいたところであります。これまでの交通規制の取り組みといたしまして、公安委員会窓口の新得警察署に対し、何回も訪問して手押し式信号機、それから横断歩道設置などの安全対策について依頼をしてきたところでありますけれども、今回さらにきちっと要望するということで過日、新得警察署長に対しまして交通安全規制と手押し式信号機の設置の要望書を私が新得署のほうにまいって提出をさせていただいたところであります。その時の回答というか、お話としてはですね、手押し式信号機は信号機設置基準、これは1時間の自動車等往来交通量が原則300台以上など5項目ほどあるということですが、この基準をクリアしなければならないことから、現時点では非常に厳しいとの見解でありました。しかしながら、例えば廃校などにより信号機の利用者が減少し、その役割が薄

くなった場合など、そういった手押し式信号機があれば優先的に設置していただける場合もあるそうですので、重ねてそのへんも要望しているところであります。それから横断歩道の設置についてはこれは新得署のほうから公安委員会のほうに上申し設置をするとの回答をいただいております。この設置時期は子ども園の外構工事と歩道縁石の切り下げ、歩行者の待避所整備の時期と合わせて手戻りのないように進める予定としております。町といたしましては、スクールゾーンの指定、それから交通安全啓発看板や交通安全旗の設置、道路面にスクールゾーン、児童注意などの文字記入を行うこととしたいというふうに考えています。さらに大型車両を保有している関係機関に対しまして町道ストニィプレイン通り重点安全走行による交通安全の確保についての協力文書を、過日、担当課長がそれぞれ関係機関に直接訪問して安全走行の協力を行なっているところであります。今後も引き続き子ども園、小・中学校の保護者をはじめ、町民への安全走行の周知、これを図っていきたいというふうに思います。これらの対策によりまして、交通弱者と呼ばれる児童や園児が巻き込まれる悲惨な交通事故が皆無であるように望んでいるところであります。特にスクールゾーン指定による看板を設置することによりまして、往来する車両や通行する人の交通安全意識向上に大いに役立つものと期待をしているところであります。悲惨な交通事故を何としてもやっぱり減らしていかなければなりません。町交通安全協会、そして町民一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも皆さま方のご指導、ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 11時48分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を行います。山口優子議員。

○2番（山口優子）

ご答弁ありがとうございました。まず1項目の学童保育所の建設予定の延期について再質問をさせていただきます。延期という表現、若干認識のズレがあるという町長のご答弁でしたけれども、基本設計や実施設計の段階では学童保育所は確実に計画の中に入っております。私の理解がちょっと追いついていなかったのかもしれませんが、実際町民の中や保護者の中にも私と同じように同時に建築されるものだと思っている方も現実数

多くいらっしゃいましたし、私もそのように認識しておりましたので、これ説明いただいたのは前の町長の時のお話なんです、新しい町長には今後も分かりやすく丁寧に説明していただけたらなとまず要望をさせていただきます。この学童の計画はもうできているというお話だったんですけれども、建築の総予算はおいくらで、補助金、財源確保の調査中で、より補助率の高い有利な補助金を調査中というお話でしたけれども、厚生労働省の補助金をお考えなのか、また、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助金をお考えなのか教えてください。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。建設時期についてはそういうことかなと思いますけど、とにかくできるだけ早くというのは従来から変わらないところであります。お尋ねの事業費の関係については、主に1億ぐらいという試算をしております。それから補助については、内閣府所管になりますけれども、子ども子育て支援整備交付金、いろいろ探したんですけれどもこれが一番良いのではないのかということで、一応補助は国が3分の1、北海道が3分の1、残り3分の1を町が負担するというところであります。ただ、これあの基準事業費というのは上限がありまして、1億全部が3分の1の対象、3分の2の対象にはならないということですので、おおむね町の持ち出しは上限の事業費決められているので、町の持ち出しはやはり3分の2という計算でもらったにしても5千万円程度の持ち出しがあります。それについては起債を充てるということになると思うんですけれども、それらこの補助金の関係について今、振興局を通じて調整を行なっているところであります。

○議長（吉田稔）

再質問、山口優子議員。

○2番（山口優子）

はい、分かりました。なるべく早くという力強いご答弁をいただきましたので、そのように期待をしています。2項目の再質問に移らせていただきます。ストニィプレーン通りの交通安全の課題についてですけれども、こども園ができますと環境ががらっと変わり、交通量も変わってくると思います。今あの通りを横断する人がいないのは、横断した先が畑だから誰も横断しないのであって、こども園、子育て支援センター、そしてゆくゆくは学童もできれば横断する子どもというのがすごく増えることになるかと予想できます。現在

た、2点目の歩道等の設置うんぬんについてはですね、検討をしていかななくてはいけないのかなと思いますけれども、今の段階では路面表示と看板の設置を考えているところであります。以上であります。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。山口優子議員。

○2番（山口優子）

路面に文字、スクールゾーンという文字を入れるという予定ですというお話でしたけれども、道路の両側に白線を引いて、その歩道の部分をスクールゾーンの緑に塗りまして、その内側にさらに白い点線を入れてですね、より道が狭く感じられるようにすることで視覚的に狭く作って減速を促す効果があるそうです。現実すぐに道を広げるとか、歩道を造るとかいう物理的なことが難しければ、視覚的に路面に描くことはある程度できると思いますので、そういうふうに見覚的な狭くで道を狭く感じさせるということもできるそうです。横断歩道は設置する予定ということでしたけれども、新しいこども園の車の出入り口というのが4つございいますが、横断歩道はどこに設置する予定でしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、菊池町民課長。

○町民課長（菊池光浩）

ご答弁します。こども園とも協議をしました。場所的につきましては鹿追小学校のグラウンドの中間地点になろうかと思えます。西側については。こども園側につきましては、一番手前の、手前といいますか、北側の入り口になろうかと思えます。バス等もですね、一方的に入って一方的に出るような形になるんですが、出入り口については一番北側のは入り口、ここがですね、子どもの退避所という形にも取れるような設計になっておりますので、場所についてはちょうど鹿追小学校グラウンドの中間点ぐらいになろうかと考えています。以上です。

○議長（吉田稔）

質問ありますか。山口優子議員。

○2番（山口優子）

まず一番考えなきゃいけないのが、こども園側の園児側が道路に飛び出すっていうことを考えなきゃいけないのかなと思うんですが、こども園の敷地の中でこども園側の駐車場と道路の間に子どもが飛び出さないような柵は設置するご予定でしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、菊池町民課長。

○町民課長（菊池光浩）

柵の設置についてはこども園のほうから答弁をもらいたいと思いますが、私のほうで判断している状況は、子どもの登園と帰りについては親御さんの送迎と聞いております。子どもが子ども単独で横断歩道を渡るだとかっていうことは、例えばお散歩と言うんでしょうか、そういった野外での活動の際に保母さん、保父さん等々が引率をして渡るのがかなというふうに考えております。私のほうからは以上であります。

○議長（吉田稔）

子育てスマイル課長。

○子育てスマイル課長（松井裕二）

こども園側の柵に関してですが、園庭をぐるっと囲んだ形です、車やバスなどの車が入ってきて出れるような駐車場の動きから、その部分はあとで出入りが園庭にもありますので、開放される部分は出てきますが、基本的にはぐるっと柵が回るような状態になっています。以上です。

○議長（吉田稔）

質問ありますか。山口優子議員。

○2番（山口優子）

こども園側に柵があるということでその点は安心しました。車両用の、今のは子どもが乗り越えないための柵なんですけれども、車両が歩道に突っ込んだ時に防護するような歩行者を守るための車両用の防護柵というのはお考えでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、菊池町民課長。

○町民課長（菊池光浩）

議員ご案内のとおり昨日も東京町田市で交差点に車が突っ込んで怪我をするというような事故が発生しております。一番最初の町長の答弁にもありましたように、先だっては保母さん、保父さんが居ながら子どもの列に突っ込んだという、そういった痛ましい事故も発生しています。議員おっしゃるとおり防護柵、あるいはガード等については一番の交通安全、交通弱者といわれる方々のほうとしては一番最善の策だとは思っています。それぞれ場所だとか検討する余地があるのかなと思っているところであります。私のほうからは

以上です。

○議長（吉田稔）

質問ありますか。山口優子議員。

○2番（山口優子）

車両の防護柵または速度を減少させるのに有効なハンプという、車が高速で通行すると車が跳ねてしまうような段差ですけれども、そういうものが車がスピードを物理的に落とすためには有効であると思います。もちろん子どもたちに対する交通安全教室とかドライバーのマナーの向上とか、もちろんそういうものは重々大事ですし、それを決してそれも今後とももっと力を入れてやっていくべきだと思いますけれども、物理的にそういう物理的な対策、ハンプとか防護柵とかそういう対策も必要かと思います。ハンプについては防護柵についてもなんですけど、以前課長から除雪に問題があつてなかなか難しいみたいなお話を伺ったことがあります。除雪に支障がないかどうか判断基準になるというようなお話だったんですけれども、やはり判断基準としては町民や児童の安全が確保されているかどうかというところが判断基準になるべきではないかなと思いますし、そういうガードレール、ガードロープやハンプ、北海道内にもいくつか前例がございます。帯広の柏林台地区でもハンプについては導入されていますし、評判良いということで帯広の稲田地区のほうでも導入されるそうです。今のところ冬期通行上の問題は聞いていないという報告書が一般社団法人交通工学研究会のほうから出ています。除雪車としてグレーダーを用いるのではなくて、タイヤローダーに除雪プラウを付けたものを用いればできるというお話もありますし、私、除雪を実際するわけではないのでちょっと分からないところもあるんですが、そういうことも研究してほしいなと思います。今、速度制限は時速40キロですけれども、やはり私はあそこは30キロになるべき道だと思っています。自動車が時速30キロを超えるか超えないか、それによって致死率が大幅に減少するということが確認されています。国土交通省のほうでもそういう速度を、30キロ以上で走る車が多いところに関しては狭く部ですとか、ハンプなどの設置をするという推進に取り組んでいるということです。スクールゾーンとまた少し違うんですけど、ゾーン30というものもあります。ゾーン30は生活道路における主に住宅地向けの政策ですけれども、その報告書でも広い道路についての交通事故は年々減少傾向なんだそうですが、狭い道路の交通事故はあまり減ってはいない。そして交通事故死傷者数は広い道路より狭い道路の方が、具体的には車道幅が5.5メートル以上か5.5メートル以下かで調べたそうなんですけれども、

狭いほうが1.7倍交通事故死傷者数が多いそうです。それを受けてゾーン30というのを設定してはどうかという話なんですけれども、その時速30キロについて求めていくことについてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。前段の交通安全上の道路だとか防護柵、さまざまな交通安全対策についてでありますけれども、それぞれできるだけそういう安全対策できる限りのことをするのにももちろん越したことはないと思いますので、いろんな条件それぞれあると思いますけれど、いろいろ考えてできる限りのできる対策はやはり取っていったほうが良いのは間違いありませんので、そのへんについてはさらに検討させていただきたいというふうに思います。それから、速度制限については30キロの制限ということで、今、公安委員会というか、そちらに要望していますので、それについてはちょっとどういう答えになるかわかりませんが、町としても要望しているということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

質問ありますか。はい、山口優子議員。

○2番（山口優子）

ぜひよろしくお願ひします。子どもたちに対する交通安全の啓蒙ですけれども、大人は視野が左右150度の視野があるそうですけれども、子どもは左右90度しか視野がなく、大人の6割しか見ることができないそうなんです。遠くから来ている車は見えませんし、また何か興味をそそられることがあったらそれしか見えません。それに交通安全教室の中などで気をつけてねと言われても何に気をつけたら良いかわからないそうです。車が通るからとか、もう少しとか具体的指示を出すとか、右を見てと言ってもただ首を振っているだけで実際は見えていないそうなんです。右に何かあるか教えてくださいみたいに言うと注意して見るそうなんですけど、そういう子どもの特性も考えて交通安全教室をしなきゃいけないのかなと、この間本で読みました。子どもの自転車についてなんですけれども、2018年の4月1日から北海道自転車条例でヘルメットの着用が努力義務となっています。鹿追町の幼・小・中・高でも義務にするべきではないかなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、町民課長。

○町民課長（菊池光浩）

まず1点目の交通安全教室についてお答えをしたいと思います。議員今おっしゃったとおり視野が狭いということは従来からも言われていまして、例えばこぐまクラブ等々の交通安全教室等の開催の中でもですね、そういった右を見て左を見ての何を見るんだという話もゆっくり保母さんと保父さんと教えてきているところでもありますし、今後もこども園等も連携をしながらですね、交通安全教室を進めていきたいと思っておりますし、また、へき地の子どもたちもですね、スクールバスを利用して大きな町、市街地に連れてきて一緒に交通安全教室を行なっています。その中で横断歩道の渡り方、あるいは信号の見方等もですね一緒に勉強しているところでもありますので、引き続きそういった指導もしていきたいと思っております。2点目の自転車条例の関係であります。鹿追町はおかげさまで武藤様から毎年子どもに対するヘルメット寄贈をさせていただいておりますし、充足をしていると思っております。自転車での通学をしていることについては充足をしていると思っております。ただ就学前の子どもにつきましては、それぞれ保護者の方が買い与えて装着をしているものと考えております。今のところ条例の中身、あるいは義務化についてちょっと検討したことがありませんので、今後もう少し勉強させていただいて検討させていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉田稔）

質問ありますか。はい、山口優子議員。

○2番（山口優子）

ぜひヘルメットの着用を、ヘルメット着用せずに走っている子どもの自転車というのをたまに見かけますので、ぜひ町を挙げて義務化していただけたらなと思います。安全対策についても今後ともより一層力を入れて取り組んでいただきたいと思いますようお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

答弁はいいですか。

○2番（山口優子）

はい。

○議長（吉田稔）

これで山口優子議員の質問を終わります。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。人口対策に貢献している自然体験留学の推進と鹿追高校2間口維持のための女子寮の考え方はということで、町長にご質問をしたいと思っております。鹿追町瓜幕自然体験留学制度は、昭和63年に発足して32年目となります。その間小学生、中学生合わせて540人を数え、実数でも280人を上回る留学生を受け入れ、学校の存続と地域の活性化に大きく寄与しているところであります。平成4年には以前から瓜幕地域にありました別の利用の施設をですね改修して留学センターとしてスタートをしているところであります。現在まで230人ぐらいの留学生が利用してきている状況であります。改築後27年ほど経過しており、毎年小さな修理をしながらの使用状況であります。平成29年には、国の地方創生事業により親子留学生専用の住宅も3戸新築されております。鹿追町が留学事業推進に努力されていることに改めて感謝を申し上げるところでございます。現在まで500人以上を受け入れたこの制度でありますけれども、留学センターの利用者と親子留学での町営住宅の利用者はおおむね半々であり、今後もこの両方を中心として運営することが安定的に事業を推進できるというふうに考えるところでございます。総務省は今年4月に「減り続ける子どもの数」こんなタイトルでマスコミに公表しております。総人口に対する子どもの割合12.1%と過去最低となり、今後も減り続ける見通しである。世界の中でもその割合が低い国であると発表されました。人口が減り続ける中で、現在までこの留学制度を続けてこられたのは行政の前向きな対策と地域の協力があっての事業であり、今後も推進するためには留学センターの改築を視野に入れる必要があると考えるところでございます。最近の留学生の中には瓜幕での留學生活から鹿追高校への進学を望む生徒も少しずつ増えてきました。一貫教育による生徒の学力の向上等も評価されていると思われまゝです。今年来た中学3年生の女子で鹿追高校に進学して3年間通学を希望している生徒もおります。今まで男子は寮が整備され活用されてきているところでありますけれども、現在まで女子専用の寮がなく、ぜひ作ってほしいという声があるところであります。将来は町内以外の中学生も女子寮を利用し、鹿追高校を希望する生徒も増えてくると考えられます。鹿追高校の2間口維持のためにはさまざまな対策を急がねばなりません。ぜひ新町長の元気のあるまちづくりと将来に希望の持てる政策に期待をしたいというふうに考えるところでございます。次の2点について町長のご所見をお伺いいたします。1、鹿追町瓜幕自然体験留学制度の

今後の推進の考え方と、留学センターの改築の方向性は、ということであります。2点目、鹿追高校維持、存続にも貢献している現在の留学制度の継続と安定的に町内以外の生徒を確保するための女子寮建設の考え方は、よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井町長。

○町長（喜井知己）

台蔵議員からは自然体験留学の推進と、鹿追高校2間口維持のための女子寮についてご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。1つ目の鹿追町瓜幕自然体験留学制度の今後の推進の考え方と、留学センターの改築の方向性についてはありますが、瓜幕地域での自然体験留学制度は昨年度事業開始から30周年を迎え、瓜幕小学校の開校100周年と併せ記念式典や多くの行事が行れたところであり、これまでの30年間では、議員からのご質問でも触れられていたとおり瓜幕地域の自然の中でたくさん子どもたちを育ててきました。その数は親子留学と合わせると相当な数に及び、このことが瓜幕地区の活性化に大きく寄与してきたことは私たちも十分に認識をしているところです。留学センターについては最大で10名の受け入れが可能で、寝食をともにしながら学習のみならず、人間関係を学ぶ貴重な機会として全国から多くの問い合わせがある状況であり、選任の指導員を配置するなど先進的な取り組みは全国からも高い評価を受けています。また、親子留学については瓜幕区に整備をした公営住宅と、専用の親子留学用住宅を3戸整備するなど環境の充実を図ってきました。ご質問の留学センターの改築について、施設整備に当たっては財源の確保など諸条件を慎重に検討しながら親子留学方式の双方の組み合わせにより検討を進めてまいりたいと考えております。次に2つ目の鹿追高校の維持存続にも貢献している現在の留学制度の継続と、安定的に町内外の生徒を確保するための女子寮建設の考え方はについてお答えをいたします。鹿追高校は昨年度、一般受験での国公立大学合格者が過去最高となるなど、これまでの取り組みが着実に成果を挙げています。しかし、昨今の少子化による町内中学生の卒業者の減少は避けられず、鹿追高校の入学者確保は関係機関の多大な尽力により影響を最小限にとどめているところであります。

1学年2学級体制を維持するためには毎年80名の入学が必要となりますが、町内の1学年の生徒数は約50名前後で推移しており、この先も大きく変動することはないと考えられ、町内中学校からの進学率等を考えると毎年40名前後の町外者の受け入れが必要となります。町外からの通学には主にバスということになりますが、十勝管内の多くの町村へ

バスを運行することは現実的に難しいため、現行の路線バスと隣接する町へのバス運行を行っており、通学圏以外の学生を確保するためには町内で学生が居住できる環境を作り出していく必要があります。現在は旧青少年会館を改築して12室が使用できる町営の高校生専用の学生寮がありますが、建設から40年を超えているため施設の老朽化が進んでいる状況です。ご質問をいただいた女子学生専用の寮につきましては、保護者の心配を解消するために専用寮の希望があることは十分理解をしておりますけれども、学生寮の検討に当たっては保護者の心理面からの不安解消に十分に配慮した学生寮を総合的に考え、常に有効に部屋数を運用できるような仕組みが必要とも考えています。今後も鹿追高校の安定的な生徒確保のため、現状の男子学生だけでなく女子学生を受け入れる場所を確保していくことが重要と認識しております。課題となっている高校のコース制の関係も含めて十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

1番目の質問であります瓜幕の自然体験留学制度、これの関係はですね、前町長に平成28年に、それ以前もですねこの場所で私質問してきております。それで非常に先ほども私、説明の中でちょっとお話しましたけれども鹿追町はですね、非常に前向きにこの事業に対しては取り組んでいただいて、そのおかげもあって今年で32年目というふうに思います。実は昨年、瓜幕小学校の開校100周年と留学の30周年同時に式典・祝賀会を行うことができました。多数の方のご参加をいただいて盛大のうちに終了することができていることを改めてお礼を申し上げたい。その折ですね、留学の関係は地域創生の補助事業をいただきながらPR活動、それからその式典の折にあと留学の留連協に対してですね、行政側からのご支援をいただいて当日の夜ですね、交流会、元留学生多数参加していただいておりますので、そこで交流会を関係者、それから元留学生、卒業していった子どもたちとともに交流会をすることができました。その所にですね全国山村留学協という組織があって、これは実は吉田前町長がずっと副会長を務めていただいて、その全国の会議にも前町長が足を運んでいただいていろいろ情報を得て事業を推進していただいたという経緯がございます。その中で事務局をやっておられます三好さんという方がですね、何回も鹿追に来られているんですけれども、そこに来られましていろいろ鹿追の留学に関してお

褒めの言葉をいただきました。32年間続けていること、それから500名以上の子どもたちが来ていること、それから地域が行政もそうですけれども、非常に前向きになって子どもたちの受け入れに取り組んでくれていることがですね、長く続いていることにつながっていると。これは多分全国の中でもこの制度を取り入れて推進している行政としては一番活発に活動しているんじゃないかというお話をいただきました。大変関係している我々関係者もうれしく聞かせていただいたところでもあります。その中で、交流会、夜やった後でアンケートもその時に実は親御さん、それから留学で来られた方々にアンケートを取っているわけなんですよ。その一部をちょっと紹介させていただきたいと思います。留学生とですね、鹿追でもかなり進んできています移住につながる制度化、これは非常に鹿追も前進的というか推進してやっていただいているということでお褒めをいただいたわけですが、やはりそれをより行政の支援の下で進めてほしいというご意見、それと留学生、延べでいくと500人ですけれども、280名ぐらいは卒業していつているわけですが、その人の一部からでございますけれども、OB会を設立して今後の移住定住含めた事業に協力していきたいというお話もございました。また、やはり鹿追町と、町としての係わりをよりこれからも推進できれば、町のPRにもなるんでないかなということのお言葉もいただいたところでもあります。あと、大人の留学があっても良いんじゃないかと、これはまた別な角度から検討しなきゃいけないんですけども、その中で女子寮があれば鹿追高校に行きたかった、ぜひそのためには女子寮を造っていただきたい、これは実は複数の留学生からそういうアンケートの結果をいただいております。当然ですね、今、町長答弁をいただいた、女子寮があったほうが良いことは分かっているんですけども、すぐできるかというところとそう簡単ではないということも自分も含めて重々理解しているわけですが、そういうことで今までの経緯としてあります。その中で次ちょっとお話し続けさせていただきます。現在、新年度明けて瓜幕の自然体験留学に来ておられる生徒、児童の中で特に中学校2年生の在校生が現在4名ほど将来鹿追高校まで進みたいというお話を実はあるわけで、その進みたいですけども、女子なんですけども、進みたいんですけども、いきなり寮というのも何ですけども、住む場所ですよ、生徒は町内に、できれば高校に近いほうが良いとは思いますが、町内に住む場所を何とか確保していただければ、というのは先ほど最初に私お話ししました中学3年生の子どもが、来年鹿高に入学して3年間何とか卒業したいというご意向もあって、その方の状況を見ながら次の進路を決めたいというところまでお話をさせていただいている現状がございます。私からお話することはど

うかっていうのもないわけではないと思いますけども、どうかですね子どもの気持ち、それから親御さんの気持ちを十分くみ取った中で最初から寮という形もなかなか難しいわけですけども、いろんな方策を検討しながら進めていただきたいということでまず具体的な話が出ているところのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。この瓜幕自然体験留学制度の評価というのは、私もいろいろ伺いをしておりますし、今、台蔵議員さんがおっしゃったとおり30年以上継続をし、相当数の卒業生、そしてこの制度に関連して瓜幕等に移住をされている方も相当数に上っているということで、本当に大きな成果を挙げているということは私も理解をしております。昨日、一昨日でしたか、自然体験留学の協議会の役員さんが変わったということで、私のところにごあいさつに来ていただきまして、今のセンターの関係も含めて改めていろいろお話を伺ったところであります。センターについては私も結構最近、中を見させていただいています。建物自体は古い建物で平成の3年とか4年ぐらいに4千万円近くかけて改修をして、その後いろいろ手を加えながら修繕等はしてきていますけれども、いろんな面で気を使いながら整備をしていますけれども、確かに基本的に古い建物であるというのは間違いない状況であります。ゆくゆくは当然対策というか、きちっとしたものということにやっぱりなろうかと思っておりますけれども、それについてはいろんな当然他にも懸案ありますので、財政状況をよく勘案してしっかり考えていきたいと思っております。やはりもう1つの高校の寮の関係については、当然この瓜幕の自然体験留学生の皆さんのこともそうですし、町外からの生徒確保ということではやはりこれは大変重要な問題だというふうに認識をしておりますので、これもやはり予算ということになろうかと思っておりますけれども、特にこれについてはそんなにいつまでもということにはならない課題だというふうに思っておりますので、できるだけ早く、ちょっといつというのはなかなか難しいですけれども、できる限り早く取り組めるように考えていきたいというふうに思います。なかなか過去には下宿だとかいろんなこともあったり、一時は町内の旅館の部屋を借りてやった時期もあったようですけど、なかなかいろんな問題があつてそれがうまくいかないということもあります。ということでやはり最終的にはやっぱり寮が最善なのかなというふうに私も思っておりますので、できるだけ早くということ考えていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

町長になったばかりでいろいろ考えなきゃいけないことがたくさんある中で、大きな施設を2つもということで、言っているほうも無理があるということは私も重々分かりながら質問をさせてもらっているわけですが、ただですね、基本的に5年先、10年先どうするのかということをしっかり考えていくときに、基本的に将来どうするんだというものが、原点として何をしていくかということが明確に出ていないと具体的ににならないというのが別に行政だけじゃない。私も自営業をやっていますので、いろんな角度から見てそれは当然早めに調査研究して計画を立てることが重要ということは私が改めて言うまでもないとは思いますが、ぜひ町長のリーダーシップと、前向きな姿勢を町民に示していただけるとありがたいというふうに思います。留学の関係でありますけれども、これは委員会の中で資料提供していただいて、実は今年の2月の14日に十勝管内教育実践表彰というのを表彰させていただきました。留学制度、留連協に対してですけれども。北海道教育長十勝教育局主催ということで表彰されたということで、これもやはり行政、教育委員会が中心になって活動していただいた結果でありますけれども、ぜひ今後とも留学を推進して行っていただきたいというのも十勝教育局の考え方というふうに私も捉えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。また、今年の実は平成、令和になりましたけれども、平成31年度 of 自然体験留学制度の募集受付概要というのも資料として私の手元にあるんですけれども、昨年、この31年、令和1年に向けて留学を希望したいという方がですね、資料請求という形で問い合わせですけれども、留連協に問い合わせあったのは100件を超えた。これは過去において70、80の水準から100件を超えたということで、役員さんが先ほど私もお話しをしましたけれども、地域創生の補助をいただきながらPRをいろいろ活動をしていただいた結果でありますけれども、その中で実際に希望する方は必ず学校へ視察に来てくださいというのが条件なわけで、その視察希望者が総数で23件あった。留学センターを希望する方が15名ありまして、そのうち実質留学センターとして今年新規で受け入れできたのが実は6名、15人中の6名ということで、15名の希望がありながらも新規は6名であったという数字であります。それから親子留学に関しては、親子に関しては親の働く場所という問題もございますので、いきなり数字としてはつながりませんが、6件11名の希望があつて実質継続含め

3名の方が子どもが新しく入ってきたということでもあります。ですから先ほどお話ししましたように留学センターと親子留学、両方で事業として推進していくことが一番長続きしていける大きな要素になるのかなと、過去においては里親も40数名受けていただいていますけれども、里親さんがどうしても地域の家庭に負担をかけることが多くなりますので、数は多くはできないということでもありますので、将来前向きに継続するということの取り組みの中では、先ほどもお話ししましたように将来は留学センターもしっかりと整えて地元の子どもの数の調整もありますけれども、そこらへんのところで教育委員会もしっかり前を向いていっていただけることが望ましいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい。もう1点の女子寮の関係ですけれども、先日、公立高校配置計画案というのが新聞に出ました。十勝管内の高校のここ3年、来年からの3年間の間口の状況ということで出てきておりました。皆さんも見られてきたと思うんですけども、この道教委が出した十勝学区の中卒者数、これはほぼ現在の子どもたちの数を数えてみれば出てくる数字なんですけれども、2020年、来年ですね、これ今年に比べて125人減りますと。最終的に2,956名になります。2021年は同じく96人減って2,860人になります。2022年は11人減って2,849人、こういう具体的な数字が新聞に出ていたので、ちょっと私も気になって記録させていただきました。何を言いたいかと申しますと、来年の2020年、125人ですから単純に3クラスもう子どもがいらないということですよ。これは他町の高校、十勝管内の高校3つの高校が新聞に出ていました。具体的に1間口になれば存続そのものも難しくなる。先ほど町長もお話していただきましたけれども、町内で最大で50名、後の子どもたちは外部からお願いしないと2間口80人びっしりとは言えなくても2間口が安定的に維持できるためにはやはり子どもに来ていただかなくてははいけない。今のカナダの短期留学で2千数百万、それから音更・芽室のほうに通学のタクシー、車、足を出して数千万の補助を出しながら現在も進めているわけですけども、これは最終的にやはりどこの町もそうですけど、手を打たなければ確実に流れていってしまうというのが現実でありますので、どうかこの数字を基にしてしっかりと私はいきなり先ほどもお話ししました、寮を造る、いきなり造るとするのはこれはそんな簡単なことではないので、まずですね、希望している女子が鹿追高校にどうやったら通学できるのかということをおね、親御さん、それから学校、留連協含めてしっかりと私は調整していただいて、ぜひ今来ている中3の子どもが鹿追高校に入学できるような方策を私は具体的に出してほしいな、それを改めて私は言いたくて今日立たせていただきました。そのことが次の子どもた

ちにつながるという具体的なところまで来ておりますので、どうか難しい問題いっぱいありますけれども、私はそのところ具体的にやっていただきたいということで改めて町長のご答弁をお願いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。前段の留学センターの関係については、台蔵議員さんもおっしゃるとおりセンター方式、親子留学の方式、双方の組み合わせによって今後もしっかりと進めていくことが必要だなというふうに思っておりますので、いろいろ財源等々の問題も勘案しながら地域の皆さん、それから留連協の方々とよく連携を取りながらしっかりと進めていきたいというふうに思います。高校の問題ですけれども鹿追高校、先ほども昨年度の国公立大学の数も過去最高になったということで非常に学力、それから生徒も本当に落ち着いてしっかり落ち着いた校風ということで、良い感じで学校が運営されているなというふうに思っています。こう出口がしっかりして鹿追高校に行って、きちっと就職する、あるいは次の大学を目指すという目標にもなっているんだなというふうに思っています。そのへんのことは本当にだんだん良くなっていますので、やはり問題はやっぱりどうやったら鹿追に通えるのか、足、今いろんな方面にバスを出したりとかしていますが、足の確保、通えないのであればやはり住んで通えるところということになると行き着くところはやはり寮ということになるのかなというふうに思います。経済的支援をどんどん出して生徒さんを集めても、なかなか現実的には長続きしないのかなと私は思っています。やはり勉強がしっかりできて、そして出口もしっかりして、そしてきちっと通う手段があると、このへん整備をしないとなかなかこれからの子どもの数を見ても本当に明らかでありますので、このへんの関係は本当にやはり行き着くところは財源ということになりますけれども、高校の看護科の問題も近々きちっと方向性、正式にお話をしてそのへんも整理していきますけれども、それと併せてしっかりと考えていかないと、一旦減ってしまうとなかなか回復するのは難しいということでもありますので、本当にできるだけ早め早めの対応ということで心がけてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

質問ありますか、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

これで終わりますけども、最後、町長大変難しい中身であることは私も重々承知の上でお話をさせていただいています。ただですね、先ほどもお話しましたけれども、基本的に前を向いてしっかりと政策を打ち立てないと次へ進めないというふうに思いますので、このところ今最後に町長しっかりと進めたいというお話をいただきましたので、しっかりと全体の協議しながら、鹿追高校の存続も大事な人づくり、人口対策というふうに私も思いますので推進していただきたいと思いますということで私の質問を終わります。

○議長（吉田稔）

答弁良いですか。

○4番（台蔵征一）

はい。

○議長（吉田稔）

これで台蔵征一議員の質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

散会 14時05分

令和元年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 令和元年 6月19日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 請願第 1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願
〔産業厚生常任委員長報告〕

日程 2 議案第28号 鹿追町林業振興基金条例の制定について
〔産業厚生常任委員長報告〕

日程 3 発委第 5号 介護従事者の処遇改善を求める意見書

日程 4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程1 発委第 6号 日米貿易協定から日本の農業・農村を守ることを求める意見書

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(10名)

1番 清水 浩徳議員 2番 山口 優子議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴渕 賢治議員

11番 吉田 稔議員

4 欠席議員(1名)

10番 安藤 幹夫議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

教育委員会教育長 大 井 和 行

代表監査委員 野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	渡辺雅人
企画財政課長	草野礼行
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	大上朋亮
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課長補佐	津川修
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和元年 6月19日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。ここで報告をいたします。安藤幹夫副議長が欠席する旨の届け出がありました。以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 請願第1号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願

○議長（吉田稔）

日程1、請願第1号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願を議題といたします。ただ今、議題となりました本件につきましては、6月13日の本会議において産業厚生常任委員会に付託されたものであります。審査を終えて議長に報告書が提出されております。産業厚生常任委員長長の報告を求めます。加納茂産業厚生常任委員長長。

○5番（加納茂）

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。請願第1号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願、審査の結果、採択であります。理由は、基幹産業である農業及び地域経済を守るため。以上であります。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより請願第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程2 議案第28号 鹿追町林業振興基金条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程2、議案第28号、鹿追町林業振興基金条例の制定についてを議題とします。本案については、6月13日の本会議において産業厚生常任委員会に付託され審査を終えて報告書が提出されております。産業厚生常任委員長の報告を求めます。加納茂委員長。

○5番（加納茂）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。審査日、令和元年6月13日、審査結果、事件の番号、議案第28号、件名、鹿追町林業振興基金条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。以上であります。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第28号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は、原案のとおり可決されました。

日程3 発委第5号 介護従事者の処遇改善を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程3、発委第5号、介護従事者の処遇改善を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

介護従事者の処遇改善を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。内容を読み上げます。介護従事者の処遇改善を求める意見書、高齢者の生活を支える介護現場では深刻な

人手不足が進んでおり、必要なのに介護支援が受けられない等の事象が増え、「介護崩壊」という言葉も生まれています。4月22日、全国労働組合総連合会（全労連）が発表した「介護労働実態調査報告」では、介護現場に勤務する労働者のうち20代の若者の比率は「施設10.9%」「訪問1.0%」登録ヘルパーの平均年齢は58.7歳と高齢化が進んでいます。施設系事業では「1人夜勤」「16時間夜勤」など過酷な勤務により消耗し、訪問系の介護労働者は非正規雇用が圧倒的に多く、利用状況に大きく左右される不安定な収入が原因で「若い人が辞めていく」状況が続いています。調査回答では、多くの労働者が介護にやりがいを感じ「この仕事をやって良かった」と回答していますが、一方で賃金が全産業平均よりも8万円も低く「生活維持が困難」、「職場や利用者からのハラスメントについても相談できない」などの現実から「賃金が安く、仕事が辛過ぎるので辞めたい」と考えている事が明らかになっています。国民世論や運動によって介護現場への関心が高まる中、処遇改善は除々に進んでいますが、2019年10月より実施予定の「介護職員特定処遇改善加算」では、現場経験が10年以上の職員に限った制度であり、数が限定されるうえ、若年層の介護労働者確保にはつながりにくく、人手不足の解消には直結しません。超高齢化社会を迎えるにあたり、人材確保のため、介護職員の処遇改善を行うには、採用時からの一定の水準が確保できる介護報酬の大幅引き上げが必要です。以上の趣旨から、下記事項について要望いたします。1、介護従事者の賃金について、若年層からの底上げと全体的な引き上げを行うこと。2、介護報酬の改善は、利用料負担を増やさず国費で補うこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出する、とのことであります。審議の上、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 4

委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程 4、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。ただ今、産業厚生常任委員会加納茂委員長から発委第 6 号、日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守ることを求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程 1 として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。発委第 6 号を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることに決定しました。ここで資料配布のため暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程 1 発委第 6 号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守ることを求める意見書

○議長（吉田稔）

追加日程 1、発委第 6 号、本案について提案理由の説明を求めます。加納茂産業厚生常任委員長。

○5 番（加納茂）

日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守ることを求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。内容を読み上げます。日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守ることを求める意見書、日米貿易協定交渉の初会合が4月に開催され、過去の経済連携協定の内容が最大限とする日米共同声明に沿って交渉することを確認し早期妥結に向けた交渉を進めることで一致したとしています。しかしながら、物品貿易協定（TAG）と協調していた交渉範囲は物品にとどまらず、電子商取引などのデジタル貿易についても協議するとされ、また、米国側は、通貨安の防止を図るため為替条項も取り扱うよう求めています。一方、共同声明に沿って交渉するとしながらも、米国内では、農業分野での先行妥結を求める声とともに、TPPを上回る関税撤廃・削減や輸入枠拡大を求める業界団体からの圧力が高まっています。すでにTPP11及び日EU・EPA協定発効によって牛肉や果樹など農産物が前年より輸入増加する状況下、このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農業及び関連産業や地域経済・社会が甚大な影響を被ることになり、わが国の食糧主権を形骸化し、国内農業及び関連産業や地域経済・農村の崩壊につながる危険性があります。自動車など対米輸出のために、国民の命の源である自国の農産物を代償として差し出すことは断じて許されません。世界的には人口増加による食料不足や頻発する自然災害で食料供給が不安定になる可能性が高いとされるなか、安全・安心な食料を安定的に国民に供給することが重要となっています。ついては、日米貿易協定交渉にあたり、わが国の食糧主権及び食料安全保障が守られますよう、下記のとおり強くお願いいたします。記、1、国民への安全で安心な食料を安定的に供給する観点から、わが国の食糧主権と食料安全保障を守ることを基本に交渉内容の丁寧な情報提供を行い、国民合意がないまま交渉を拙速に妥結しないこと。2、農業者の不安を払しょくするため、国内の農業・農村をつぶしかねない米国の強硬な要求に屈することなく、重要農畜産物の関税削減、撤廃及び輸入枠拡大などは断じて受け入れないこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。提出先は裏面に書いてあるとおりであります。以上であります。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和元年第2回鹿追町議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。春の統一地方選挙後の初めての定例会でありまして、6月13日から本日までの7日にわたって開催をいただきました。初日の13日には町政執行方針他新規条例、条例改正、補正予算、それから辺地計画の策定、規約の改正など提出議案13件ございまして、本日、委員会付託を経て原案可決をいただきました条例含めて計19本の議案について、全てご承認あるいは可決をいただきました。本当にありがとうございました。これらの議案の中には私が今回の選挙で公約として掲げさせていただきました学校給食の無償化、これについては条例予算をお認めいただきまして、7月から実施ができます。また高校生の医療費の無料化についても受給者証の更新時期と併せてこれは8月から実施をすることになります。これら子育て支援の充実という形での寄与するものというふうに考えております。その他補正予算関係につきましては大きなもので言えば新白樺団地の建設、その他総合計画の見直しを1年前倒しで実施をさせていただくことに伴う関連予算、それから来年の開町100年に向けた準備の予算等々、いろいろ重要な内容も含めて可決をいただいたところであります。さらに再生可能エネルギー活用事業であります自営線ネットワークの関係についても工事の議決をいただきましていよいよ本格的な工事に着手をし来年の完成、そして運用開始を目指してまいるところであります。また昨日の一般質問におきましては、5名の議員の皆さまから7項目についてご質問をいただきました。災害時におけるボランティア活用等々に係る町の防災計画の関係、あるいは本町の基幹産業に係る農業基盤整備の関係、あと然別湖を中心とする観光、それから町内企業振興懸案であります道の駅の整

備の関係、また学童保育所の建設、それとこども園周辺の交通安全対策の関係、あと自然体験留学制度それから鹿追高校の寮の関係等々、どれについても大変重要な内容であります。それぞれ財源を伴うものについては財源の確保あるいは優先順位等々を考慮しながら、必要な手続きを経て議会のご意見を伺いながら順次準備を進めてまいりたいというふうに考えております。今後におきましても町民皆さまの声をしっかりと受け止めて議会の皆さんともコミュニケーション、これを十分に取りながら町政を進めてまいりたいと考えておりますのでご指導賜りますようお願いを申し上げます。定例会閉会にあたってのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。令和元年第2回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時24分